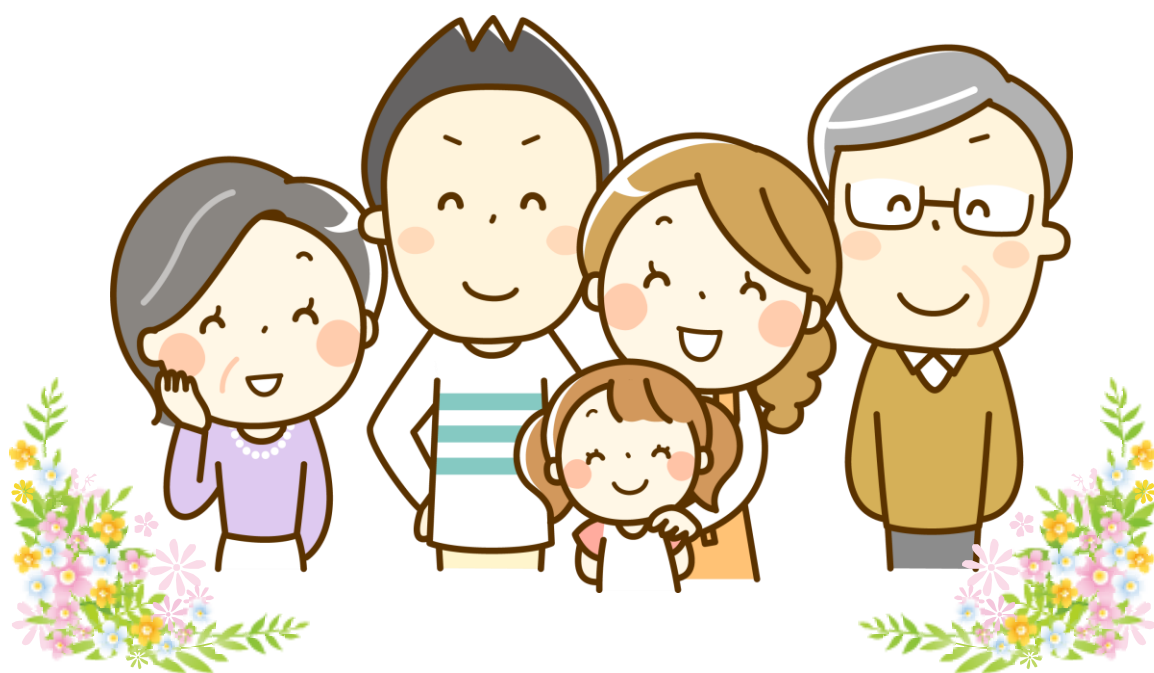


第3次 いきいきプラン八王子

八王子市地域福祉推進計画

(2019 年度～2024 年度)

あなたもわたしも主役
つながりあい、支えあうまち はちおうじ



平成31年3月

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

ごあいさつ

地域共生社会の実現に向けて、改正社会福祉法が平成29年5月に成立し、平成30年4月に施行されました。このような国の動向を踏まえ、八王子市は「第3期八王子市地域福祉計画」を平成30年3月に策定し、八王子市の誇る高い“市民力・地域力”を活かして地域福祉の推進をさらに加速するための施策や事業に着手しました。

八王子市社会福祉協議会は、90年を超える長い歴史の中で、これまで八王子の地域福祉の中核として活動してきました。平成8年に10か年計画として策定した「地域福祉活動計画」を始めとし、平成22年に「第1次八王子市地域福祉推進計画（第1次いきいきプラン八王子）」、平成26年には「第2次八王子市地域福祉推進計画（第2次いきいきプラン八王子）」を策定し、今日まで住民主体を原則に、行政・民間事業者との連携によるネットワークを基盤に福祉活動を推進し、地域福祉の向上に努めてまいりました。



第1次計画で定めた基本理念“あなたもわたしも主役一つなぎあい、支えあうまち はちおうじ”を第2次計画においても継承し、「地域福祉推進拠点の運営」を重点事業に位置付け、相談支援の充実、住民主体の福祉活動の拡充を推進してまいりました。このたび、第2次計画が平成30年度末に終了となることから、地域共生社会の実現や第3期八王子市地域福祉計画の内容、第2次計画の取り組み状況等を踏まえ、向こう6年間の「第3次八王子市地域福祉推進計画（第3次いきいきプラン八王子）」を策定いたしました。

本計画では、これまでの基本理念を継続し、新たにめざす地域の姿「市民力・地域力で支えあい—住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち」とし、その実現に向けて3つのテーマ「包括的な相談支援体制の構築」「多様な『支えあい』のしくみづくり」「市民力・地域力の向上」を設け、地域福祉活動計画と社協発展・強化計画を一体的に策定しています。

住民参加に基づき地域を基盤とした活動をよりいっそう推進するとともに、地域福祉推進拠点の拡充をすすめ、地域におけるきめ細やかな相談支援体制を構築するよう積極的に取り組んでまいります。

本計画の遂行にあたりましては、住民の皆様をはじめ各団体・機関のご支援とご協力が必要不可欠であると思慮しております。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力を賜りました策定委員会の皆様、パブリックコメントや貴重なご意見をいただきました住民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成31年3月

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

会長 尾川 朋治

目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と背景 3
- 2 計画の位置づけと期間 4
- 3 計画策定の体制 6

第2章 地域の諸課題とこれまでの活動の状況等

- 1 近年の情勢と社協の対応 9
- 2 「第2次計画」の取組み状況と評価 13

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 25
- 2 福祉圏域について 26
- 3 めざす地域の姿と住民参加 26
- 4 計画の展開（体系図） 27

第4章 地域福祉活動計画

- 1 基本方針と目標 31
- 2 活動の展開 32
 - 基本方針1 地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう 32
 - 基本方針2 学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう 40

第5章 社協発展・強化計画

- 1 基本方針と目標 67
- 2 活動の展開 68
 - 基本方針1 包括的な相談・支援体制の構築 68
 - 基本方針2 社協と地域が一緒に問題解決できる体制づくり 69

第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進と進行管理 87

付属資料

- 資料1 用語の説明 91
- 資料2 計画策定の組織 96



第 1 章

計画策定にあたって (計画の趣旨と概要)



1 計画策定の趣旨と背景

平成26年3月に策定した「第2次八王子市地域福祉推進計画（第2次いきいきプラン八王子）」（以下「第2次計画」という。）では、「地域福祉推進拠点（以下「拠点」という。）の設置・運営」を重点事業に掲げ、地域課題として「虐待・孤立化の防止」「社会的弱者の支援」「災害時の要援護者支援」の解決に向け、住民と共に取り組んできました。

一方、この間において、ひきこもりの若者が50歳代になり、親は80歳代となってその子どもの生活を支えるという「8050問題」や、例えば障がい児と高齢の親の介護が重なるなど複合的な問題を抱えた家庭への支援など、新たな課題が顕在化してきており、こうした課題に対し、地域を基盤に更なる取組みの視点が必要となってきました。

あらためて地域福祉とは何かを問いつつ、国が示した「地域共生社会」の考え方を踏まえた取組みが必要となっています。

◎「地域福祉」とは

高齢者、障がいのある人などの支援が必要な人への対応はもとより、「住民誰もが自分らしい生活を送るために、各自の能力や興味・関心に応じて自己実現していけるようにするまちづくり」という広い視点で「福祉」を捉え直すことが必要になっています。「地域福祉」とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、「地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や、そのしくみをつくっていくこと」であり、言い換えれば「“市民力・地域力”、行政による支援、民間事業者による支援の活用をあわせた重層的な協働の取組み」となります。

「地域福祉」の実践・実現に向けては、住民それぞれの家族関係や生活環境に即して、自立生活のためにどのような支援が必要であるか、また、本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービスの提供だけでなく、近隣住民やボランティアによる支援も含めて地域自立生活支援を考えていくとする「コミュニティソーシャルワーク」の考え方が大変重要になります。

◎「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

「一億総活躍社会」づくりが進められるなか、平成28年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置され、地域共生社会の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられました。地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成が図られています。

◎「市民力」と「地域力」

地域共生社会の実現のためには、住民一人ひとりが自主的・自発的に地域課題を解決したり「地域福祉」を向上させようと活動する力（市民力）、地域住民や町会・自治会及び管理組合、各種団体、事業者など地域を構成するさまざまな人たちがお互いに協力して地域課題に取り組み、地域をより良いものにしていく力（地域力）の向上が欠かせない条件となります。

以上のような情勢の中で、「第2次計画」が平成30年度をもって終了するため、これまでの成果を踏まえたうえで、新しく平成31年度から向こう6年間の「第3次八王子市地域福祉推進計画（第3次いきいきプラン八王子）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけと期間

◇本計画は、市区町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」にあたりとともに、その推進役となる社会福祉協議会自身の組織強化を目的とする「社協発展・強化計画」も一体的に策定した計画です。

「地域福祉活動計画」は、地域住民や福祉・保健等の関係団体が地域福祉推進に主体的に関わる具体的な活動を定めるものであり、「社協発展・強化計画」は地域福祉推進の中核的な役割を担う八王子市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の組織や人材、財務の強化を計画的に進めるために定めるものとなっています。

◇また、平成30年3月に八王子市が策定した『第3期八王子市地域福祉計画』の理念や内容の一部を共有し、八王子市における地域福祉推進では、言わば“車の両輪”の関係にあります。

さらに、市の基本構想・基本計画である『八王子ビジョン2022』およびその後継計画との整合を図るとともに、『八王子市保健医療計画』、『八王子市高齢者計画・介護保険事業計画』、『八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』、『八王子市子ども育成計画』等の関係計画と連携していきます。

◇本計画の計画期間は、平成31年度（新元号元年度・2019年度）から2024年度（新元号6年度）までの6年間としています。

なお、3か年経過後を目安に、計画の進捗状況、社会情勢等を検証し、必要に応じて計画の改訂を行います。

八王子市基本構想・基本計画

第3期八王子市地域福祉計画

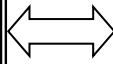
八王子市保健医療計画

八王子市子ども
育成計画

八王子市障害者計画・
障害福祉計画・
障害児福祉計画

八王子市高齢者計画・
介護保険事業計画

第3次いきいきプラン八王子
八王子市地域福祉推進計画
(2019年度～2024年度)

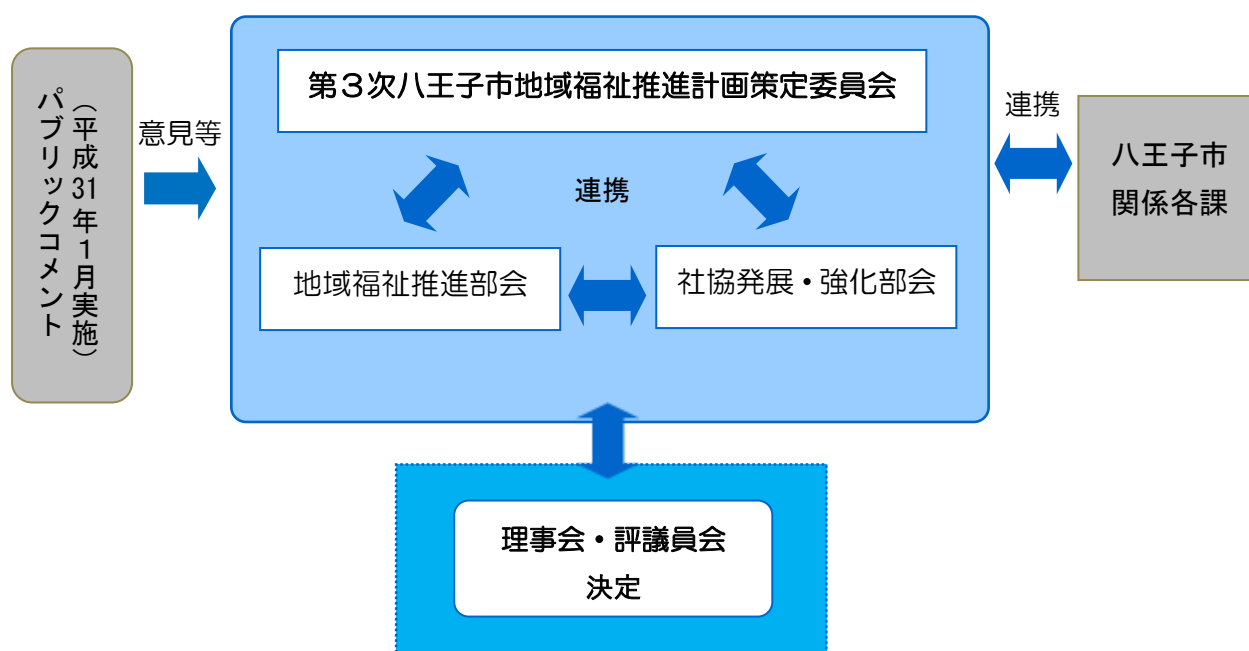


3 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、地域住民の代表者や社会福祉関係団体の代表、学識経験者、市の福祉関係職員等の委員から成る「第3次八王子市地域福祉推進計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）とその作業部会である「地域福祉推進部会」・「社協発展・強化部会」で市の現状等や課題解決に向けた計画作りの検討を重ね、策定委員会で協議・承認を得たうえで社協の「理事会」・「評議員会」へ報告を行いました。

2つの部会のうち、「地域福祉推進部会」で「地域福祉活動計画」について、「社協発展・強化部会」で「社協発展・強化計画」について、それぞれ検討しました。

また、「市民意見の反映」に関しては、平成28年10月に八王子市が実施したアンケート調査やその他の調査研究資料に基づいて計画案を作成するとともに、同31年1月に、計画案に対する「パブリックコメント」を実施しました。





第2章

地域の諸課題と これまでの活動の状況等



1 近年の情勢と社協の対応

(1) 近年の福祉分野における主なできごと

◎人口減少・少子高齢社会の到来

未婚・晩婚化などを背景に出生数が減少し、少子化が進行するとともに、死亡数が出生数を上回って、わが国は人口減少社会に入っています。また、いわゆる“団塊の世代”が一斉に高齢期を迎えて、高齢化も進行しています。

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計では、今後人口減少と少子高齢化が一層進み、2036年には3人に1人が高齢者となることが予測されています。(平成29年推計)

◎生活困窮者の自立支援の推進等

従来のセーフティネットである「生活保護」に至る前の生活困窮者を支援していく制度が、「生活困窮者自立支援法」に基づき平成27年4月に施行されました。福祉事務所設置自治体が、必須事業として「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失った、またはそのおそれのある生活困窮者に家賃相当の「住居確保給付金」の支給を行う事業のほか、「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」等の任意事業を選択的に実施します。

一方で、経済的に厳しい状況に置かれた世帯が増加する傾向にあり、特に「子どもの貧困」が問題視されるなか、国では、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しています。

◎「地域共生社会実現本部」の設置等

平成28年7月、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されて、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけられ、さまざまな取組みが開始されています。

◎「地域包括ケアシステム」の推進

高齢者関連の分野では、平成 23 年の「介護保険法」等改正以降、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続することができるような包括的な支援・サービスの提供体制の構築をめざす「地域包括ケアシステム」が推進されてきました。

平成 27 年度から始まった八王子市高齢者計画・第 6 期介護保険事業計画期間の中では、地域包括ケアシステムの取組みがさらに強化され、「介護予防・日常生活支援総合事業」の本格的な運用と、地域の実情に応じた自治体独自の基準によるサービスや、住民主体によるサービスの提供が可能になりました。

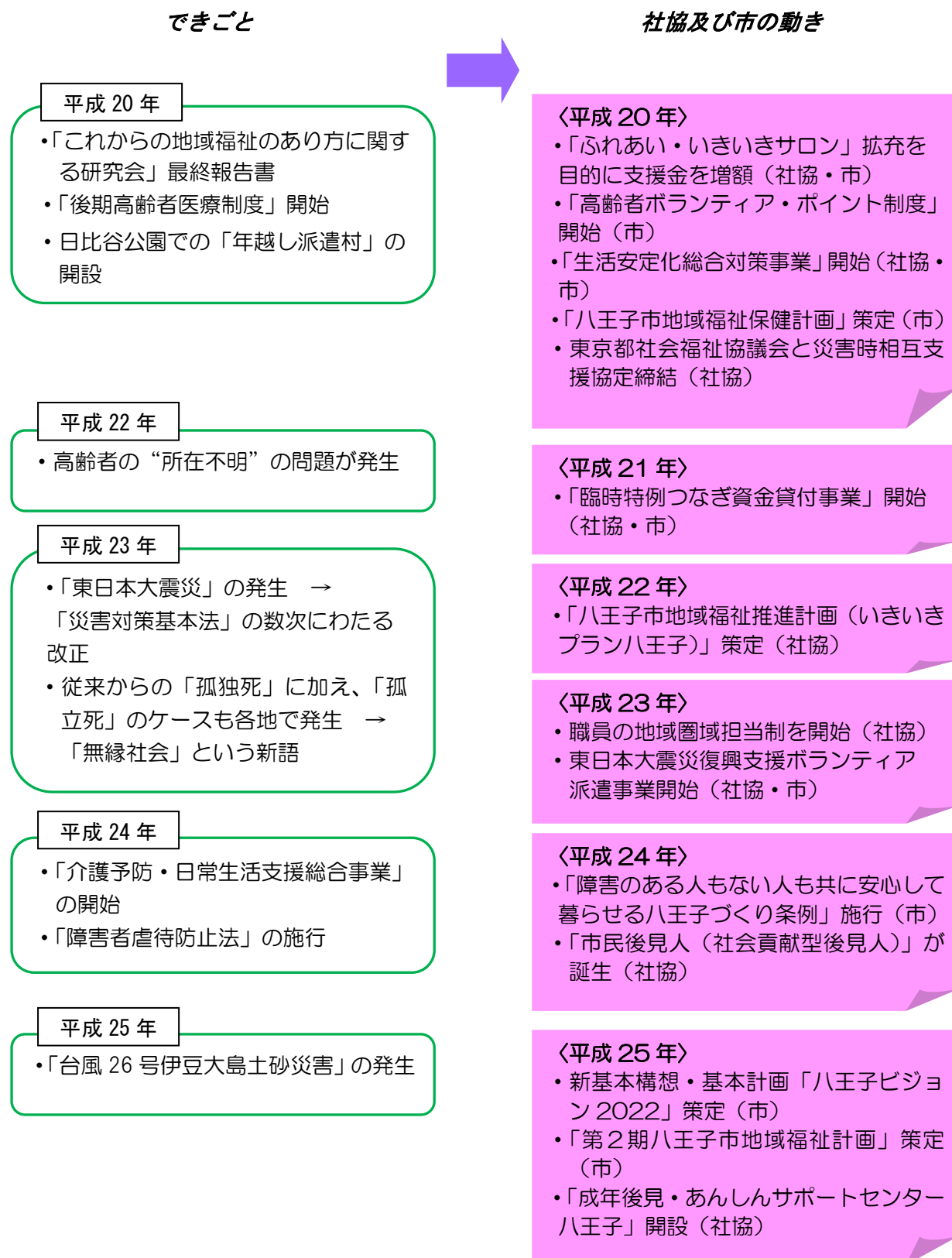
◎「地域」への権限移譲の流れ

近年、分権型社会、住民満足度の高い行政の実現のため、東京都から市区町村への事務・権限の移譲が進められており、市区町村は「住民に最も身近な行政」として、地域の実情や住民ニーズを踏まえて保健、福祉、まちづくりなど総合的な行政サービスを提供できるようにしていくことが求められています。

◎社会福祉法人制度の制度改革

平成 28 年 3 月 31 日に、「公益性や非営利性の徹底」、「国民に対する説明責任」、「地域社会に貢献する法人のあり方の徹底」の 3 つを主な目的とする改正社会福祉法が成立し、同 29 年 4 月 1 日（一部については 28 年 4 月 1 日）に施行されました。改正の中で、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が責務として規定されています。

(2) できごとと社協及び市の動き



平成 27 年

- 「生活困窮者自立支援法」の施行
- 「成年後見制度利用促進法」の施行
- 「関東・東北豪雨災害」の発生

平成 28 年

- 社会福祉法人制度改革 …社会福祉法人の地域貢献の責務化
- 「地域共生社会実現本部」の設置

平成 30 年

- 「社会福祉法」の一部改正

〈平成 26 年〉

- 「第2次八王子市地域福祉推進計画（第2次いきいきプラン八王子）」策定（社協）
- 「地域福祉推進拠点 石川」開設（社協）

〈平成 27 年〉

- “中核市”への移行（市）
- 「常設サロン」開始（市）

〈平成 28 年〉

- 創立 90 周年（社協）
- 「生活支援体制整備事業」開始（市）
- 「介護予防・日常生活支援総合事業」開始（市）

〈平成 29 年〉

- 社協組織改正・「支えあい推進課」新設
- 「地域福祉推進拠点 川口」開設（社協）

〈平成 30 年〉

- 「地域福祉推進拠点 浅川」
- 「地域福祉推進拠点 大和田」
- 「地域福祉推進拠点 由井」開設（社協）

〈平成 31 年〉

- 「地域福祉推進拠点 由木」開設（社協）
- 「第3期八王子市地域福祉計画」策定（市）

2 「第2次計画」の取組み状況と評価

(1) 「地域福祉活動計画」について

「第2次計画」は、市の計画である『第2期八王子市地域福祉計画』（平成25～29年度）で掲げた「重点課題」を共有し、その解決に向けた行動計画として「取組みの視点」を設定し、それぞれの項目ごとに数値目標を設定して推進してきました。

【重点課題】

- 1 地域における虐待・孤立化の防止
- 2 地域における社会的弱者の支援
- 3 地域における災害時の要援護者支援



【取組みの視点】

- 1 地域で支えあう
—社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、
人材育成の充実—
- 2 地域で安心して暮らす —生活と権利を守る—
- 3 災害に強い地域づくり —災害時に備えた日頃からの取組み—

進捗状況については、「第2次いきいきプラン推進委員会」を設け、定期的（年3回）に計画の進捗状況を報告し、委員の意見や助言等を反映させながら計画の進行管理を行いました。

① 地域福祉推進拠点の運営（【重点事業】）

「第2次計画」の「重点事業」として、日常生活圏域ごとに1か所ずつ、計15か所の拠点の整備をめざしました。拠点では、コミュニティカフェ（常設サロン・住民運営）を併設するとともに、①誰もが気軽に集える居場所づくりをコーディネートすることと、②地域密着型の社協運営をめざすことを目的に、「コミュニティソーシャルワーカー（以下CSWという。）」を配置し、各種相談受付、個別ニーズの解決、住民活動支援や、さまざまな機関・団体のネットワーク化等に取り組みました。

□地域福祉推進拠点の設置状況（平成31年3月末時点）

設置年月日	名称	設置場所
平成26年12月1日	地域福祉推進拠点 石川	石川事務所2階
平成29年4月1日	〃 川口	川口事務所2階
平成30年3月31日	〃 浅川	浅川市民センター1階
平成30年3月31日	〃 大和田	大和田市民センター3階
平成30年10月1日	〃 由井	由井市民センター1階
平成31年2月1日	〃 由木	由木中央市民センター1階

計6か所

【評価】

「拠点」の設置は、適切な設置場所の選定に努めましたが、スペースの確保に時間を要し、目標数値を達成できませんでした。また、拠点にはコミュニティカフェの併設を目指していましたが、住民運営によるサロンの設置が増えてきたことなどから、川口以降の拠点には併設をせず、今後も地域の状況を見極めながら、併設の可否については判断していきます。

また、各拠点に配置するCSWの育成が喫緊の課題となっています。

② サロン活動

平成14年に社協で「サロン活動支援」を事業化してから16年が経過しました。同20年には、八王子市の施策によって事業主体が市へ移行し、社協は委託事業としてサロン活動の支援を継続しています。

□実施状況

「第2次計画」No.	項目	平成30年3月末日現在
Ⅱ-1	サロン数の拡充	153か所 ⇒ 53か所増 ふれあい・いきいきサロン：142団体（内18団体は常設） 子育てサロン：11団体
Ⅱ-2	参加者の掘り起こし	参加者・スタッフ延べ 131,100人

【評価】

「生活支援コーディネーター」による生活支援体制整備の推進とあわせて順調に展開しており、高齢者の活躍の場、社会参加の場になっています。

サロン活動は、住民主体の福祉活動の入り口として取り組みやすさがあり、今後も「一般介護予防サロン（常設サロン）」等、新たなしくみの展開により活動の広がりが期待できます。



サロンでの健康体操の様子

③ 住民相互の見守り・支えあい活動

近年、町会・自治会単位の小地域における互助活動が注目されています。隣近所の「顔の見える関係性」の中で、お互いが“我が事”として気遣い、助けあうしくみの育成を図っています。

□実施状況

「第2次計画」No.	項目	平成30年3月末日現在
II-4	住民相互の支えあい活動の拡充	小地域福祉活動団体数 19 か所 ⇒ 9 か所増

【評価】

「生活支援コーディネーター」による生活支援体制整備に伴い、小地域福祉活動団体数は順調に増加しています。立ち上げ支援だけでなく、既に活動している団体を対象に「団体情報交換会」を開催し、他団体の活動の把握や活動の活性化に向けた支援を行っています。

今後は、地域生活課題に対応できる活動の展開や内容の充実に向けて、「拠点」や関係機関との連携や、活動支援の強化が求められます。

④ 「地域福祉権利擁護事業」・「成年後見制度」の利用支援

判断能力の低下や障がい等により必要なサービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい方が、地域で安心して暮らしていただけるよう支援しています。

「地域福祉権利擁護事業」では“生活支援員”として、また「成年後見制度」では“市民後見人（社会貢献型後見人）”として、住民がそれぞれ活躍しています。

<地域福祉権利擁護事業>

□実施状況

「第2次計画」No.	項目	平成30年3月末日現在
Ⅱ-8	利用者数	137人 ⇒ 41人増
Ⅱ-9	生活支援員数	57人 ⇒ 18人増

【評価】

利用者数は順調に伸びています。それに伴い生活支援員も増加しており、多くの住民にご活躍いただいております。

今後においても、利用者の更なる増加が見込まれるため、生活支援員の需要が高まる見込みですので、事業の充実に努めていきます。



生活支援員の活動の様子

<「成年後見制度」の利用支援>

□実施状況

「第2次計画」No.	項目	平成30年3月末日現在
Ⅱ-10	市民後見人登録者数	41人 ⇒ 32人増
Ⅱ-11	市民後見人受任者数	7人 ⇒ 3人増 (※被後見人 8人)

【評価】

市民後見人登録者数は順調に増えており、住民の関心の高さがうかがえます。
現在、登録後の市民後見人の受任が進んでいない状況があります。今後、市民後見人が受任できるよう要件の見直しなど体制整備を図っていきます。

⑤ ういずサービス

住民同士の助けあい活動を有料で行う家事援助サービスで、一般的には“住民参加型在宅福祉サービス”と呼ばれています。利用する方は高齢者が多く、日常の家事（食事作り、掃除など）のサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取組みを進めています。

□実施状況

「第2次計画」No.	項目	平成30年3月末日
Ⅱ-12	利用会員数	285人 ⇒ 60人増
Ⅱ-13	協力会員数	207人 ⇒ 40人減
Ⅱ-14	利用（活動）時間数	累計 15,506時間（平成29年度末累計） ⇒ 1,908時間減

【評価】

利用者数は増加傾向にあるにもかかわらず、協力会員数・活動時間数ともに減少傾向であるため、平成30年度から協力会員年会費を2,000円から500円に下げ、活動者の拡充を図っています。

「第2次計画」策定時と比較して、同種のサービス提供を行う地域資源が変化してきており、それぞれのサービスの特徴を把握・整理し、他では担えないようなサービス内容について検討していく必要があります。

⑥ 防災福祉コミュニティづくり

防災と福祉の間には強い関係性があることから、「防災」視点での福祉活動の取組みを推進してきました。

都営長房団地における、「支えあいのネットワーク事業」を支援し、その活動事例を参考に、市営長房団地でも新規に活動が始まりました。また、都営石川団地への啓発も行うなど、集合住宅地をターゲットに防災と福祉を結び付けた取組みを行いました。

□実施状況

「第2次計画」No.	項目	平成30年1月現在
II-15	防災と福祉活動の展開	都営長房団地、市営長房団地の活動を継続支援

【評価】

都営長房団地では、活動の安定化とともに孤独死の減少がみられ、住民同士がお互いを気に掛ける風土が醸成されつつあります。

今後の展開としては、活発な活動の事例を共有することや、サロン活動の活用、福祉教育の視点を絡めながら中学校と連携していく等、地域の自主防災活動に即した内容が考えられますが、自主防災活動についての情報の収集が不足しているため、実情把握を行ったうえで活動展開について検討していく必要があります。

《総評》

「第2次計画」を推進してきた中での地域福祉活動計画の全体的な評価としては、計画策定当初に比べて、サロン・小地域活動をはじめとした住民活動が活発化してきていることが評価できます。

また、それを支える社協の体制をみても、第2層の「生活支援コーディネーター」の配置を進めてきたこと等、推進体制が整いつつあり、全般的には順調に推進できたと考えます。

一方、拠点の設置は計画どおりに進まず、本計画で引き続き取り組んでまいります。

(2) 「社協発展・強化計画」について

「第2次計画」における「社協発展・強化計画」では、「目標」を「地域とつながる社協」とし、下記の2つの「重点取組み」を設定して、職員自らが地域に向き、地域住民とのつながりを重視する“地域密着型社協”を目指しました。

【重点取組み】

- ①社協が地域と一緒に問題解決できる体制づくり
- ②日常生活圏域における地域福祉推進拠点の運営

【組織体制】

≪事務局体制≫

①地域密着型の推進体制の確立

○ 事務局体制と既存事業の見直し

「第1次八王子市地域福祉推進計画」を継承し、“地域密着型社協”への推進を図るために、既存事業の見直しと事務局体制の改編を実施しました。

事務局体制の改編では、生活困窮者自立支援法の実施と合わせ、低所得世帯のための相談窓口の統合を実施するとともに、直接地域と関わる事業を「地域福祉推進課」へ統合しました。事業の見直しでは、事業担当が実施していた市委託事業について整理を進めました。

平成29年度には、「地域福祉推進課」を、ボランティア活動推進事業を中心に行う「市民力支援課」と、拠点の運営と「生活支援体制整備事業」を行う「支えあい推進課」に細分化しました。また、CSWの専従化を図り、拠点に正規職員を各1名ずつ配置しました。

「第2次計画」No.	項目	平成26年4月～平成30年3月の取組み
Ⅲ-1	事務局体制の見直し	平成27年4月1日 「生活福祉資金担当」と「生活安定応援担当」を統合 →「生活支援相談担当」を新設 「福祉総務課事業担当」を「地域福祉推進課」へ統合
		平成29年4月1日 地域福祉推進課を、「市民力支援課」と「支えあい推進課」に細分化（新設）

「第2次計画」No.	項目	平成26年4月～平成30年3月の取組み
Ⅲ-2	既存事業の見直し	平成26年4月： 「ひとりぐらし高齢者入浴券支給事業」を市へ移管
		平成27年4月：以下の3事業について調整し、市で実施 ○原爆被爆者見舞金支給事業 ○障がい者通所施設等整備補助 ○長寿を祝う会
Ⅲ-3	コミュニティソーシャルワーカーの専従化	平成28年4月： 「生活支援体制整備事業」を八王子市から受託し、市内6圏域に「生活支援コーディネーター（第2層）」を配置
		平成29年4月： 拠点のCSWの専従化を図り、正規職員をそれぞれ1名ずつ配置（石川・川口） 平成30年3月31日： 4拠点4名の配置

【評価】

組織体制の整備や既存事業の見直しなどを進めてきましたが、“地域密着型社協”としての体制はまだ十分とは言えません。複合化する地域生活課題に対応していくために、担当を横断した相談支援と連携ができる体制の整備を行い、社協として個別支援と地域支援を一体的・総合的に展開していく必要があります。

また、職員自らが地域に出向き、地域住民とのつながりを活かした地域福祉の推進をめざしましたが、広域な八王子市において取り組んでいくためには、現在の事務局の立地では物理的に難しく、今後の課題となっています。

②地域福祉推進拠点の運営

○ 地域福祉活動推進員の配置

地域生活課題等の解決に向けて活動できる「地域福祉活動推進員」の配置をめざしましたが、住民活動者を受け入れる体制が整わず、まずは体制整備の充実に取り組みました。

「第2次計画」No.	項目	平成26年4月～平成30年3月の取組み
Ⅲ-6	地域福祉活動推進員の配置	【具体的な役割】 ①地域情報の収集 ②ボランティアコーディネーションの補助 ③講座や懇談会開催の補助 ④コミュニティカフェの運営補助 ⑤その他、拠点の活動に関すること
		平成27年2月1日 地域福祉活動推進員3名を「地域福祉推進拠点石川」に配置
		平成28年4月 「地域福祉推進拠点石川」に臨時職員3名を配置 平成29年4月～ 各拠点に臨時職員を配置

【評価】

「拠点」の職員体制が整いつつあるため、今後は地域福祉活動推進員の配置を含めたしくみづくりに取り組んでいくことが必要となっています。

【人材育成】

《人材育成のしくみづくり》

「第2次計画」では、第1次計画に引き続き「めざすべき職員像」や「職員に求められる能力」に即した人材育成に取り組みました。外部研修、内部研修等を通じて、地域住民と共に歩める社協職員をめざしました。

①研修体系

○ 研修委員会（仮称）の設置

「研修委員会」を設置し、研修委員会企画による内部集合研修を実施しました。

「第2次計画」No.	項目	平成26年4月～平成30年3月の取組み
Ⅲ-7	研修委員会（仮称）の設置	【委員会】 平成26年4月1日：「 研修委員会 」設置
		【研修会】 計8回実施

○ 自主研修への支援

職員の自己啓発を支援するため、「自己啓発研修支援要綱」を制定し、研修参加費の助成と職務免除のしくみを構築し、組織的な支援体制を確立しました。

「第2次計画」No.	項目	平成26年4月～平成30年3月の取組み
Ⅲ-9	自主研修への支援	平成27年4月1日：「自己啓発研修支援要綱」制定

【評価】

研修委員会による内部集合研修の実施と、自主研修への支援については、取組みを進めることができました。

「階層別外部研修」については、計画的受講ができていますが、研修の体系づくりについては、未整備となっています。

今後は、これまで以上に職員一人ひとりが社協の使命を理解し、地域や組織から求められる役割を遂行していくため、「人材育成の体制づくり」に組織としてさらに取り組んでいく必要があります。

【財務】

≪財務基盤≫

地域住民と社協が一体となって活動する拠点の設置等に向けた財源確保のため、「財務に関する検討委員会」を設置し、財政運営の現状分析や評価を行いました。

「第2次計画」No.	項目	平成26年4月～平成30年3月の取組み
Ⅲ-10	財務計画の策定	平成26年6月1日 「財務に関する検討委員会」を設置 平成26年12月17日 「八王子市社会福祉協議会 財務の将来展望 ～第2次いきいきプラン八王子の推進に向けて～」を会長へ意見具申

【評価】

拠点開設に伴い、毎年社協自己負担費用が発生していることから、財源の確保を含め早急に事業展開・経営の方向性を定めていく必要があります。事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な経営を行っていくことが求められます。



第 3 章

計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

「地域福祉」は、住民が抱える悩みや困難を、生活の場である「地域」を基盤に公私協働のもと解決を図り、各々が地域で安心して暮らし、自立生活を営めることを目的とする活動です。

現在、全国で進められている「地域共生社会の実現」は、市内で取り組まれてきた地域福祉活動をさらに推し進めるものでありますが、これまで以上に多様な主体が関わり、つながりあいながら活動を展開していく必要があります。

本計画では、社協の活動原則である「住民主体」、さらに、社会潮流やこれまでの取組みの継続性などを踏まえ、第1、2次計画で掲げた

あなたもわたしも主役

～ つながりあい、支えあうまち はちおうじ ～

を、引き続き「基本理念」とします。

地域社会の主役である住民のみなさん、事業者、各種団体・機関等がつながりあい支えあいながら、豊かに暮らすことができる地域社会をめざしていきます。

2 福祉圏域について

本計画の策定にあたっては、第1章に記載したように『第3期八王子市地域福祉計画』の理念や内容の一部を共有するとしています。八王子市は地域福祉計画の基本的な考え方において、福祉圏域については“中学校区を福祉圏域の最小単位”と設定しました。この区域を基本として地域住民の地域福祉活動を推進するとともに、福祉サービスの提供にあたっても考慮する、としています。

本計画では、八王子市が設定した福祉圏域（中学校区）を念頭に、町会・自治会・管理組合などのより小さな区域（＝小地域）の活動を活性化させて連携の輪を広げ、福祉圏域における地域福祉活動のネットワーク化をめざしていきます。

3 めざす地域の姿と住民参加

『第3期八王子市地域福祉計画』では、「計画の目標とめざす姿」の項で、「住み慣れた地域で個人が尊重され、生き活きと暮らせるよう共に助けあえる地域づくりを進めるというこれまでの基本的な考え方を継承」するとしており、本計画でもこの考え方を共有して、“めざす地域の姿”を「市民力・地域力で支えあい一住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち」とします。

また、その実現に向けた3つのテーマを「包括的な相談支援体制の構築」、「多様な『支えあい』のしくみづくり」、「市民力・地域力の向上」と設定します。

ここで掲げためざす地域の姿の実現と3つのテーマには、住民参加が大きなカギとなります。住民が主体的に取り組むボランティア活動が、これまで以上に活発になることが重要になります。社協では、ボランティア活動の推進を目的に「八王子市ボランティアセンター」を設置し、各種講座の開催やボランティア活動をしてみたい人、ボランティアの支援を求める人からの相談を受け、紹介等のコーディネートを行ってきました。

現在八王子市には、八王子市ボランティアセンターの他「八王子市市民活動支援センター」や「八王子市高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）」など、住民参加の促進と活動支援を目的とした機関が複数あり、定期的な情報交換や、それぞれの事業への協力を行うなど、連携を図りながら運営しています。

このような機関連携も踏まえて、さらにボランティア活動に対する理解と関心を高め、住民の参加の機会を広げていきます。

4 計画の展開（体系図）

基本理念

あなたもわたしも主役
～つながりあい、支えあうまち はちおうじ～

めざす姿

市民力・地域力で支えあい

—住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち

テーマ

- ・ 包括的な相談支援体制の構築
- ・ 多様な「支えあい」のしくみづくり
- ・ 市民力・地域力の向上

地域福祉活動計画

【基本方針1】

地域の生活課題に関心を寄せ、
その把握と解決に向けて活動しよう

- 目標1 まちの未来について考えよう！
- 目標2 だれでも、なんでも相談できる場をつくろう！

【基本方針2】

学びや交流・参加をとおして共に育ち
あい、つながりあい活動しよう

- 目標1 気軽に・誰もが集える身近な居場所をつくろう！
- 目標2 地域で支えあいのしくみをつくろう・参加しよう！
- 目標3 共に学び、育ちあう場をつくろう！

社協発展・強化計画

【基本方針1】

包括的な相談・支援体制の構築

- 目標1 地域福祉推進拠点の拡充・運営

【基本方針2】

社協と地域が一緒に問題解決できる
体制づくり

- 目標1 事務局体制の強化
- 目標2 地域に貢献できる人材の育成
- 目標3 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動
- 目標4 健全な財務運営



第4章

地域福祉活動計画



1 基本方針と目標

前章「計画の基本的な考え方」を踏まえ、「地域福祉活動計画」では、「めざす姿」の実現に向けて基本方針と目標を設定し、それぞれに具体的な活動を展開していきます。

○基本方針1

「地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう」

★目標1 まちの未来について考えよう！

活動項目① 福祉圏域における福祉活動計画の策定

★目標2 だれでも、なんでも相談できる場をつくろう！

活動項目① 「だれでもなんでも福祉相談窓口」（仮称）の設置

活動項目② 地域の声が集まり、伝わるしくみづくり

○基本方針2

「学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つながりあい活動しよう」

★目標1 気軽に・誰もが集える身近な居場所をつくろう！

活動項目① サロン活動、子ども食堂の拡充 学習支援・世代交流の場づくり

活動項目② 家族会等との連携による居場所づくり

★目標2 地域で支えあいのしくみをつくろう・参加しよう！

活動項目① 住民主体の地域福祉活動の拡充

活動項目② 災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充

活動項目③ 「ういずサービス」の利用促進と協力会員の拡充

活動項目④ 成年後見制度の利用促進

★目標3 共に学び、育ちあう場をつくろう！

活動項目① 福祉体験学習の充実

活動項目② 地域福祉推進拠点での学びの場の創出

活動項目③ 地域福祉推進拠点での趣味・特技をいかした活躍の場の創出

2 活動の展開

基本方針 1 地域の生活課題に関心を寄せ、その把握と解決に向けて活動しよう

【目標1】 まちの未来について考えよう！

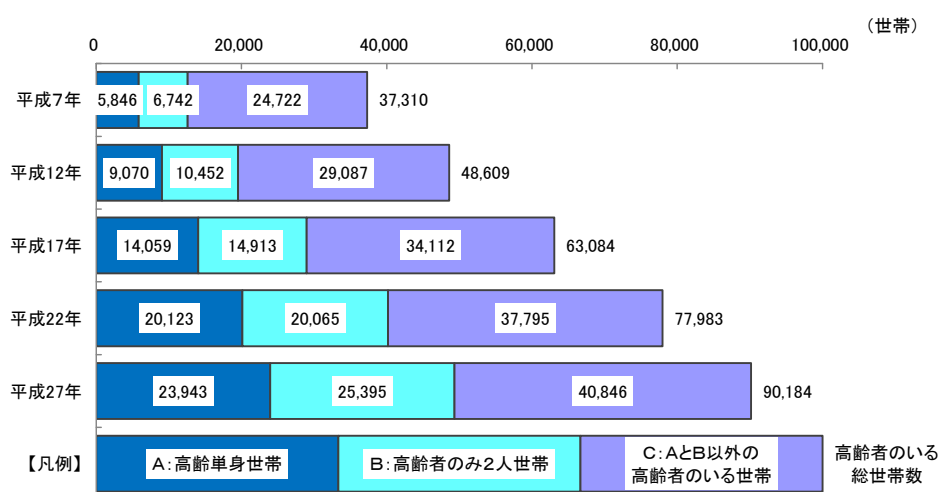
〈背景〉

私たちの暮らす八王子は、約 58 万人が暮らしており、186.38 平方キロメートルという広い面積を有し、中心市街地をはじめ、歴史あるまち、山あいのまち、高度経済成長期に開発された大規模住宅街、ニュータウンに代表される高層住宅街など、さまざまな姿を持っています。

高度経済成長期に開発されたまちでは、現在、住民の約 40%が 65 歳を超える地域も少なくありません。そこでは、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向となっています。一方で、子育て真っただ中の世帯が多く暮らすまちもあるなど、まちの様子はそれぞれ異なり、一様ではありません。

それぞれ違った様相のまちに様々な生活課題があり、その地域の状況に即した解決の取組みが必要となっています。

一般世帯における高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数等



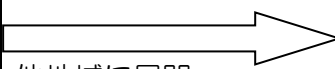
資料：国勢調査

活動項目① 福祉圏域における福祉活動計画の策定

〔取組みの展開〕

福祉圏域における福祉活動計画の策定は、住民がより身近な小地域において、自分たちのまちの地域生活課題を明確にし、その解決にむけて、自主的・継続的に取り組んでいくしくみを作るものです。

地域の状況により、解決すべき取組み、必要となる計画が異なるため、八王子市の地域性を考慮し、初年度にはニュータウンエリア（東部）、市街地（中央部・東南部）、市街地周辺エリア（西部・西南部・北部）等、地域特性の異なる3エリアで試行的に取り組む他地域への展開を図ります。

年度	2019 年度	2020 年度	2021～2024 年度
内容	3つのモデル地域で試行	<ul style="list-style-type: none"> モデル地域における検証 「手引書」作成 試行3地域のモニタリング 	 他地域に展開

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

モデル地域での取組みの方法

まずは、地域住民のみなさんが集まり、地域の福祉について話しあう機会を持ちましょう。社協のCSWや生活支援コーディネーター等が計画作りのお手伝いをします。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・町会・自治会及び管理組合関係者、民生委員・児童委員をはじめ、ボランティア団体、社会福祉団体や事業者、シニアクラブ、趣味のサークル、子供会、学校関係、家族会など、計画作りの地域で活動されている方は、ぜひ参加しましょう。
- ・日頃感じている地域生活課題を出しあい、解決すべき課題の整理・共有をしましょう。
- ・めざしたいまちの姿、課題解決のアイデアなどをまとめ、「計画」として地域にむけて発信しましょう。
- ・それぞれの立場や活動を通じて、計画した項目を実践しましょう。

☞ 社協の役割

- ・住民のみなさん、関係機関への呼びかけと場の設定を行います。「協議体」など既存の会議などがあれば、活用していきます。
- ・会議のファシリテーター役（進行役）を担います。
- ・計画作りの全面的なバックアップをします。
- ・モデル地域での活動を通じて計画作りの「手引書」を作成します。
- ・各地域への啓発を進めます。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

小地域における計画作りは、私たちの暮らすまちを見つめ直し、将来に向けて夢を描く取組みです。地域の主役である住民の方々が“集い”“話しあい”“想いを寄せあい”ながら、いつまでも安心して暮らし続けることのできるまちづくりの取組みです。

社協も、地域の一員として、地域のみなさんと笑顔と喜びを分かちあい、安全・安心なまちづくりをめざします。ぜひ、一緒に取り組みましょう！

◎計画作りの意義・効果

- ①中・長期的な見通しを持って、計画的に取り組むことができます。
- ②課題の把握を通じて、活動の優先度や重点が明確になります。
- ③住民にできること、専門機関や行政が担うことの整理ができます。
- ④さまざまな社会資源を知ることができます。
- ⑤計画作りの過程で住民どうしの連帯が強まり、専門機関等との連携も深まります。
- ⑥計画の広報や活動を通じて、住民の理解と協力を得る機会になります。

東村山市社協が進める「福祉活動計画」の策定

東村山市においては、平成 24～29 年度を対象とした『第4次地域福祉活動計画』の中に「つくろう！わたしの町の地区活動計画」という項目を盛り込み、各町ごとのネットワークづくりの手段としていくことをうたっています。第4次の計画書には、ワークブック『つくろう！わたしの町の地区活動計画』が付されており、東村山市社会福祉協議会の推奨・支援の効果もあって、計画期間内に「地区活動計画」づくり・ネットワークづくりが進みました。

現在は、後継の『WE LOVE 東村山プラン（第5次地域福祉活動計画）』（2018～2023 年度）に沿って、取組みが続けられています。



*掲載写真は、八王子の住民の方々による話し合いの様子です。

【目標2】 だれでも、なんでも相談できる場をつくろう！

〈背景〉

行政が実施する分野ごとの相談窓口の体制は充実してきています。しかし、課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースなど、新たな状況が顕在化してきています。

“深刻になる前に相談してくれれば良かったのに”と感じた経験のある方々もいるのではないのでしょうか。また、何気ない言葉や行動で周囲の人たちが気づくこともあります。

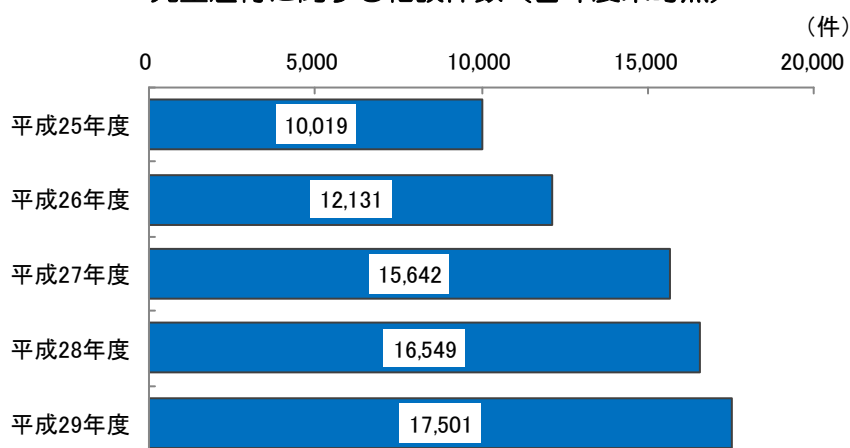
困りごとや悩みなど、知られたくない思いもあるはずですが、生活の場に近いところで、あまり構えずに相談できる場があることは、「安心して暮らせる地域」の要素のひとつとも言えるのではないのでしょうか。

八王子市のある相談件数の資料によると、児童虐待に関する相談件数は年々増加し、平成29年度は17,501件となっています。同25年度は10,019件であり、1.7倍強の相談件数の増加となっています。社会の関心の高さや保育園や幼稚園、児童館で実施する「子育て相談事業」の実施、機関連携が進んだことにより相談件数も増えていると考えられ、解決に向けた対応が実施されています。

一方、「8050問題」といわれる、地域から孤立した世帯において同居の子どもが親の死を放置し事件となるケースが度々報道されています。

ご自身で相談できる方ならば気軽に足を運べる場、地域の方々が普段の生活の中で気づいたことを信頼して相談できる場、そして何よりも、早期に発見し大事に至らない、命を大切にすまちづくりが必要です。

児童虐待に関する相談件数（各年度末時点）



資料：子ども家庭支援センター

活動項目① 「だれでもなんでも福祉相談窓口」（仮称）の設置

〔取組みの展開〕

社協では、市内の社会福祉法人とネットワークを組んで「地域公益活動」の準備を進めています。社会福祉法人の職員は、いわば福祉のプロであり、その知識と知恵を地域生活の場に提供することは、住民にとっての「安心の源」となります。社会福祉法人の経営する施設を窓口、順次「だれでもなんでも福祉相談窓口」を開設していきます。

年度	現 状	2019～2024 年度
内容	平成 30 年度に八王子施設長会、八王子市私立保育園協会と実施について検討	順次開設

〈取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割〉

取組みの方法

「地域公益活動」を、社会福祉法人のネットワークを基盤に進めるために、社協がコーディネートを行います。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・困りごとがあれば、まず相談しましょう。
- ・気になる人や地域のことなどを、情報として寄せましょう。
- ・課題解決に向けて、地域(住民)のできる範囲で一緒に活動しましょう。

☞ 社協（社会福祉法人）の役割

- ・統一的な相談受付フォーマットを作成します。
- ・相談担当職員相互の情報交換の場を拠点単位で設けます。
- ・相談窓口が地域に浸透するよう、周知を徹底します。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

生活課題は個人、地域でそれぞれにあります。個人や家族、地域の方々とともに解決できることが大半である反面、専門機関の関わりがあって解決できる課題も少なからずあります。そんな時に親身にお話をうかがう社協や福祉施設をめざしています。

社会福祉法人が運営している各施設の職員は、その利用者のみならず、地域の方々に寄り添って働くことを望んでいます。気軽にお訪ねいただき、その知識や技術をぜひ活用してください。

◎だれでもなんでも福祉相談窓口（仮称）の意義・効果

- ①身近な福祉施設で相談できることは、課題の早期発見に結び付きます。
- ②福祉施設の専門性を発揮し、その知識・技術を地域へ還元できます。
- ③相談内容がその施設の専門分野外、または複雑で多機関連携が必要な場合は、CSW がコーディネートし、適切に対応できます。
- ④社会福祉法人の職員は日頃の業務を通じて守秘義務や個人情報保護などの重要性を認識しており、安心感があります。
- ⑤地域の身近な施設として、地域活動との連携がいっそう深まります。

「だれでもなんでも福祉相談窓口」（仮称）の開設について

豊島区では、平成 22 年度より「豊島区社会福祉法人ネットワーク会議」をスタートさせて情報交換を行っており、28 年度にプロジェクトチームを立ち上げ、区内社会福祉法人の連携による地域公益活動について検討を行ったうえで、平成 29 年 4 月から同区内 26 法人の 45 施設で『福祉なんでも相談窓口』を開始しました。45 施設には、区内の高齢者施設、障害者施設、保育園などが含まれています。

この『福祉なんでも相談窓口』事業には、豊島区社協の CSW も協力しています。

豊島区の「福祉なんでも相談窓口」の看板 →



活動項目② 地域の声が集まり、伝わるしくみづくり

〔取組みの展開〕

サロンや支えあい・見守りなど地域で組織的に展開されている活動は、何気ない相談が寄せられる場であると同時に、“気づき”の場でもあります。また、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の方々には、さまざまな相談が寄せられています。個々に寄せられた相談・気づき・地域生活課題を包括的に受け止める役割を拠点が担います。

ここでは、地域福祉活動をするスタッフのみなさんや専門職と随時情報交換（地域のネットワーク）を進め、解決の方策を検討します。地域のネットワークで解決が難しい内容や制度化が必要と思われる事案については、市の「包括的な地域福祉ネットワーク会議」につなぎ、途切れることなく対応することができるしくみづくりを進めます。

年度	現 状	2019～2021 年度	2022～2024 年度
内容	6 圏域での「第 2 層協議体」 開催回数：14 回/年	<ul style="list-style-type: none"> 各拠点を単位に、情報交換会（「ネットワーク会議」）を開催します。 ※「協議体」等既存の会議体との合流、統合等の調整を行います。 地域だけでは解決できない課題を、市で新規に組織する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」につなぎ、途切れることなく対応します。 	
	サロン団体交流会開催回数： 20 回/年		
	小地域福祉活動情報交換会： 4 回/年		
	「地域ケア会議」参加回数： 40 回/年		

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

拠点を、さまざまな相談を丸ごと受けとめる場として位置づけます。また、情報交換の場を小地域における「福祉活動計画」作りと関係づけて進めます。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・ 守秘義務等の研修に参加しましょう。
- ・ 「ネットワーク会議」に参加しましょう。
- ・ 日常生活や活動の中で気づく個人、地域の変化を、適宜拠点へ伝えましょう。

☞ 社協の役割

- ・ 地域の方々へ、守秘義務や個人情報保護等、人権保護に関する研修を実施します。
- ・ 各拠点で情報交換会（「ネットワーク会議」）を開催します。
※「協議体」等既存の会議体との合流、統合等の調整を行います。
- ・ CSWが、市の設置する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」へ情報提供し、協議結果を地域へ戻していきます。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

地域生活課題を敏感に感じ取る方々は、やはり、そこに暮らし、活動している地域の住民のみなさんです。些細なことでも見逃さない、関心を持つという意識を住民の方々が持っていていただくと、これまで見えていなかったことが見えるようになります。

それらを“自分事”として受け止め、解決に向けて社協とともに取組み、安心できる地域をつくりましょう。

◎地域の声が集まり、伝わるしくみづくりの意義・効果

- ①お互いに気遣う風土が生まれます。
- ②個別の課題を「我が事」として捉えることができます。
- ③活動スタッフ、民生委員・児童委員、福祉専門機関（職）の連携が深まります。
- ④小地域の福祉活動計画作りにつながります。



基本方針2 学びや交流・参加をとおして共に育ちあい、つ ながりあい活動しよう

【目標1】 気軽に・誰もが集える身近な居場所をつくろう！

〈背景〉

【サロン活動と「子ども食堂」】

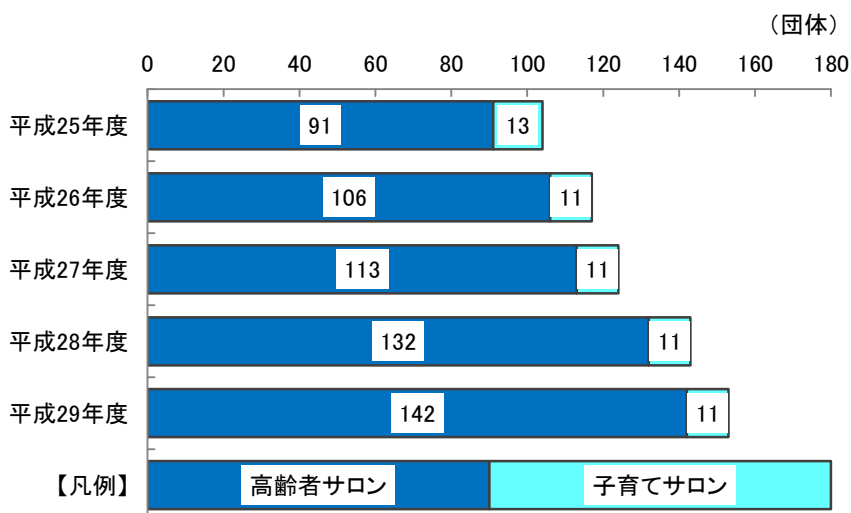
サロン活動や子ども食堂は、地域住民が「町会・自治会会館」や「市民センター」等を集い、レクリエーション、食事などを通じて交流を図る場であり、いわゆる“居場所”活動と言われており、市内で活発に展開されています。

平成24年度末、100か所で開催されていたサロン活動は平成30年10月時点で168か所に増え、広がりを見せています。サロン活動は、特に高齢者の孤独解消や生きがいつくり、仲間づくりに効果があると言われてしています。また、平成28年度からは、介護予防を目的に週1回以上の頻度で開催されるサロン活動も展開されています。

子ども食堂は「食」を通じて多世代が交流する場となっており、地域に浸透し始めています。

このような“居場所”に、気軽に・誰もが集えるよう“もっと身近な場所”での居場所づくりが求められています。

地域交流サロン活動支援団体数（各年度末時点）



資料：社会福祉協議会

【家庭学習の支援】

生活困窮者への自立支援が法制化され、自治体により各種対策が進められています。その一つに「無料学習塾」があり、市内でも、八王子市が実施している塾やNPO等の民間団体による塾が複数箇所で開催されています。

無料学習塾は、現状では、サロン活動のような地域を基盤とする活動とは目的が異なり、生活困窮者を対象としたものとなっています。その他にも、家庭の状況を問わず地域のボランティアが家庭学習を支援しようとする機運も芽生えています。

こうした活動を住民主役の地域福祉活動として捉えていくには、住民の方々が誰でも参加でき、その場に通うことができる環境であることが望まれます。

平成30年度に「地域福祉推進拠点石川」を会場に、社協主催による「勉強お助けサポーター養成講座」を開催しました。シニア世代の社会参加、子どもの学習支援、シニア世代と子どもたちの世代間交流の促進を目的としたこの講座に、12名の方々が参加し、講座終了後は子どもたちの学習支援を行いました。その後、サポーターの方々はグループを立ち上げ、自主活動として『勉強お助け石川教室』を月3~4回開催しています。対象は小中学生としていますが、活動は、家庭状況等を問わずに行われています。

子どもたちの健やかな成長を願い、成長の過程を支援していくことは、大人の役割です。また、子どもたちに、大人の支援を実感し、交流を通じて世代を超えて支えあう意識を育んでもらうことは、少子高齢化が進行する社会にとっては必要なことです。

活動項目① (1) サロン活動、子ども食堂の拡充

〔取組みの展開〕

サロン活動や子ども食堂など、地域を基盤に展開されている活動について、社協では、その地域の年齢構成や社会資源の状況、使用可能な施設、居場所の分布・数、ボランティア等の活動状況などの地域アセスメントを進めます。地域の方々の声も踏まえながら、居場所づくりが必要であろうと思われる地域への働きかけを継続します。

地域の方々においても、活用できそうな施設、場所、活動可能な人を把握するなど、情報を集めていただき、社協と協働していただくよう、理解を求めていきます。

○サロン等団体数の目標

年度	現 状	2020 年度	2021～2024 年度
内容	高齢者サロン数：142 団体 (うち常設サロン 団体数：18 団体)	高 齢 者 サ ロ ン 数： 180 団体	継続 (次期高齢者計画を 反映)
	子育てサロン数：11 団体	・ニーズに応じて随時立ち上げ支援を行います。	
	子ども食堂数：12 団体	15 団体	21 団体



高齢者サロン「コスモス」



子育てサロンの様子

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

生活支援コーディネーターが進めている地域支援に、CSW、他の社協職員も関わり、居場所活動の必要性を地域へ発信し、働きかけを継続します。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・居場所の効果について再確認しましょう。
- ・スタッフとして活動しましょう。
- ・居場所での活動メニューやアイデアを出しあいましょう。
- ・声掛けやゆるやかな見守りなど、日常生活にも気を配りましょう。

☞ 社協の役割

- ・居場所の効果・実績を踏まえて広報活動を強化します。
- ・“アウトリーチ”による相談支援を強化します。
- ・講座、情報交換を通じて活動の担い手の育成・発掘を進めます。

◎サロン活動、子ども食堂の拡充の意義・効果

- ① 出合いや交流、ふれあいが生まれます。
- ② 人と人との信頼関係を築く場ともなります。
- ③ 住民どうしの「顔の見える関係」が進み、日常でお互いに気に掛けあう気持ちが芽生えます。
- ④ 互いに気に掛けあうことで、生活上の変化に気づき、虐待・孤独死・詐欺被害などの予防・早期発見が期待できます。
- ⑤ 人と人とのつながりが広がることで、地域の諸課題に対し、連携して解決に取り組むきっかけづくりになります。

温もりのある居場所 - 子ども食堂

全国で2,286か所*に展開する「子ども食堂」。

貧困家庭を意識しながら、地域の子どもたちに食事を提供する事業であるとともに、地域の人々をつなぐ地域交流拠点としての役割も期待されています。

支援すべき子どもと接点を持つことさえ難しいのが現状です。

だからこそ、子どもたちが訪れやすい「子ども食堂」があり、そこで地域の大人と顔見知りになって、あたたかく見守られ、互いの温もりを感じながら過ごすことに、大きな意義があります。

社協では、子ども食堂などの居場所づくりの活動を支援しています。

*「子ども食堂安心・安全向上委員会」による調査集計（2018年4月3日発表）



活動者からのメッセージ ～石川子ども食堂 代表 新奥さん～

7人に1人の子どもが貧困だということを知り、自分でも子ども食堂を始めたいと思って場所を探していました。そのような中で、「地域福祉推進拠点石川」のCSWの協力を得て、拠点を利用した地域の居場所として「石川子ども食堂」を立ち上げることができました。

こうした活動は1人ではできませんので、ボランティアのみなさんが本当によく動いてくれて、また、心ある方が集まってきてありがたいと思っています。将来的には、この食堂で食べた方が、作る側になって戻ってきてもらいたいと思っています。



美味しくて、栄養のある食事を作っています！



石川子ども食堂のボランティアのみなさん

(2) 学習支援・世代交流の場づくり

〔取組みの展開〕

「地域福祉推進拠点石川」の実績を踏まえ、各地域で順次「勉強お助けサポーター養成講座」を開催します。サポーターが地域で活動できるよう支援し、シニア世代の地域参加の機会と子どもたちの学習支援・世代交流の場づくりを進めます。

また、社協が運営する「学童保育所」に通う児童が、保育の時間を使って学校の宿題をしています。このような、既にある子どもの居場所とサポーター活動をコーディネートし、学習支援を通じて世代間交流の場を広げていきます。

○学習支援サポーター団体数の目標

年度	現 状	2021 年度	2024 年度
内容	1 団体	6 団体	21 団体

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

拠点で地域への働きかけを行います。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・講座に参加しましょう。
- ・培った知識を子どもたちに伝えましょう。
- ・勉強のほか、子どもの相談などにも寄り添いましょう。

☞ 社協の役割

- ・「勉強お助けサポーター」養成の講座を開催します。
- ・子どもへの周知、チラシなどの配布につき、学校に協力依頼します。
- ・サポーターのグループ化と活動の自主化を支援します。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

子どもたちは、地域の宝であり、将来への力です。貧困や虐待などの社会問題が後を絶たない今、八王子の将来を担う子どもたちが、希望をもつことができる地域社会を創造していくことが必要です。

ぜひ、子どもの将来に希望が持てるよう一緒に活動しましょう。

◎家庭学習支援・世代交流の場づくりの意義・効果

- ①多世代交流を図るきっかけになります。
- ②学習支援を通じて子どもたちの状況を把握でき、早期の支援につながります。
- ③家庭の経済的な問題で学習塾に通えず、また、無料塾の対象にもならない子どもへの学習機会の提供になります。



勉強お助け石川教室（石川拠点）

活動項目② 家族会等との連携による居場所づくり

〔取組みの展開〕

家族会・当事者団体・自助グループ等は、介護や子育て、アルコール依存やひきこもりなどの課題を抱えた人たちや家族が、同じ課題を抱えた人や家族とお互いに悩みを分かちあい、情報を共有し、連携することで支えあう団体です。支えあいを通して、地域で安心して生活できるための活動を行っています。

中でも、社会問題化するひきこもり状態の世帯や個人については、保健所や八王子若者サポートステーション、家族会等が個々の関わりの中で把握していますが、全体像ははっきりしない状況にあります。

このような状況に対し、それぞれの家族会等が抱えている課題について、機関・団体が把握している情報の共有を通じて、実態の把握、課題の整理や支援策の検討などに努め、家族会（当事者団体・自助グループ）の活動を支援します。

年度	2019～2024 年度
内容	・家族会（当事者団体・自助グループ）の活動支援や関係機関・団体との連携のもと、実態把握や活動の周知を図り、居場所づくりに取り組みます。

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

社協と家族会等との連携を進めるとともに、家族会等の活動について、社協の広報誌やホームページなどで住民へ情報発信を行います。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・家族会(当事者団体・自助グループ)等の活動と抱える問題について理解しましょう。

☞ 社協の役割

- ・家族会等、関係機関・団体等との情報交換の場を設けます。
- ・広報誌等による情報発信を行います。
- ・居場所づくりの支援を行います。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

現在、ひきこもり状態にある子どものいる世帯は、全国で約 26 万世帯と推計されています（厚生労働省推計）。さまざまな要因の結果として子どもたちは社会参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避していると考えられています。

地域では、障がいや介護など様々な悩みを抱え生活している方が暮らしています。当事者・ご家族がひとりで悩まず、相互に支えあい、学び合う家族会等の存在は重要であるとともに、悩み、困っている方々を地域社会の一員として受け止め、共に支えあっていきましょう。

◎家族会等との連携による居場所づくりの意義・効果

- ①活動を通じて、実態を把握できます。
- ②活動を周知することにより、顕在化を図り支援へとつなげていきます。
- ③居場所は社会生活自立（社会参加）への足掛かりとなります。

【目標2】 地域で支えあいのしくみをつくろう・参加しよう！

〈背景〉

現在、多くの地方自治体では、“団塊世代”の方々が後期高齢者（75歳以上）となる2025年を目標の一つとして、「地域包括ケアシステム」の体制づくりを進めています。とりわけ、地域づくりを視野に入れた住民による支えあいを推進することが大きなテーマとなっています。

本市における住民の支えあい活動は年々活発になってきています。「第2次計画」策定時は住民の支えあいに取り組んでいる10団体程度が活動し、これまで定期的な情報交換を実施してきました。さらに、新たに立ち上げる団体の支援に住民のみなさんと共に取り組み、平成30年10月現在では23団体が地域で活動しています。

また、近年自然災害が各地で多発し、甚大な被害が発生し、尊い命が失われている現実があります。自然災害を防ぐことはできませんが、被害を小さくしようとする備えはできます。災害時の助けあいも含め、地域住民どうして見守りのしくみを構築した例や、町会・自治会及び管理組合、中学校など地域ぐるみで防災訓練を実施し、いざという時に備える日頃からの活動が活発になっています。

一方で、平成12年には、国の施策として「成年後見制度」がスタートしました。今後増加するであろう認知症の方々や知的障がい、精神障がいの方々の利益と財産を守るための制度として現在運用されています。八王子市では『成年後見・あんしんサポートセンター八王子』を社協内に設置し、制度の利用促進に取り組むとともに、「市民後見人」の養成を行い、住民による助けあいの輪を広げています。

活動項目① 住民主体の地域福祉活動の充実

〔取組みの展開〕

地域における住民の支えあい活動（地域福祉活動）は、訪問型の住民主体サービスとして活動が展開されています。社協では、平成23年から、活動支援の一環として定期的に情報交換会を開催し、現在（平成30年10月時点）まで28回を重ねています。情報交換会は、互いの活動の様子を知る場として、また、励ましあい学びあう場として機能しています。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「住民主体サービス」では、新規団体の立ち上げに関して、既存の団体が培ったノウハウを、情報交換の場や社協の広報活動等を通じて地域へ発信しています。今後も、地域福祉活動を行う団体の立ち上げを支援し、拡充を図ります。

○地域福祉活動団体数の目標

年度	現 状	2020 年度	2022 年度	2023～2024 年度
内容	23 団体	28 団体	37 団体	拡充

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

C S Wや生活支援コーディネーターが、住民の支えあい活動の効果や必要性について地域へ発信し、活動する団体の立ち上げ支援を行います。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・ 講座や情報交換の場へ参加しましょう。
- ・ 支えあいの活動に参加しましょう。
- ・ 町会・自治会等に支えあい活動を取り入れましょう。

☞ 社協の役割

- ・ 「地域の助け合い活動応援講座」を市と共に開催し、担い手の発掘・育成に努めます。
- ・ 情報交換の場を定期的に設けます。
- ・ 広報活動を強化します。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

日常の暮らしの中で、手伝ったり手伝われたり、お互いの助け合いは以前から、地域の中で自然に行われてきました。しかし、時代の流れの中で家族形態や社会環境、個人の価値観の変化なども影響して、「困った時はお互い様」という気持ちが弱くなってきています。

そのような状況の中で、頼りになるのはやはり隣近所であり地域である、という思いも、一方にはあるのではないのでしょうか。そんな時代だからこそ、“困った時はお互い様”の精神をいかした、新たな支えあいのしくみが必要になってきています。

世代を超えて、誰でも、できるときにできることをして、支えあえる地域づくりを、地域のみなさんと社協でめざしましょう。

◎住民主体の地域福祉活動の充実の意義・効果

- ①活動を通じて、人と人とのつながりが育まれ、豊かな地域づくりにつながります。
- ②互いの生活を気遣う心が育まれます。
- ③気遣いを通じて、個人の生活課題や地域課題を早期に発見できます。
- ④活動そのものが、暮らしの安心感につながります。

活動項目② 災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充

〔取組みの展開〕

平成 20 年から進めている「災害ボランティアリーダー」の養成を引き続き継続し、災害発生時に開設する「災害ボランティアセンター」について、支えあいの精神を基盤に、住民参加で運営できるよう、体制づくりを進めます。

災害ボランティアリーダーの養成において、中学校で実施されている防災訓練や地域の自主防災組織、さらには八王子青年会議所との連携による訓練など、新たなプログラムを加えた講座を開催します。

また、日頃からの地域福祉活動やサロン活動による支えあいや見守りの実践が災害時の救援や復旧・復興につながるよう努めます。

年度	現 状	2019～2024 年度
内容	災害ボランティアリーダー登録者数： 129名	・災害ボランティアリーダー養成講座を実施 ・災害ボランティアリーダーの登録を更新

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

講座の開催や広報活動を増やし、災害ボランティアリーダーの資質の向上と登録者の増加、災害時に備えた地域の支えあいについて、推進します。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・「災害ボランティアリーダー養成講座」を受講しましょう。
- ・地域の防災訓練に参加しましょう。

☞ 社協(社会福祉法人)の役割

- ・「災害ボランティアリーダー養成講座」を引き続き開催します。
- ・八王子青年会議所と災害時の協定締結の協議を進めます。
- ・地域の防災訓練と「災害ボランティアセンター運営訓練」を連携させます。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

近年、八王子でも大雨や大雪の異常気象による災害が発生しています。これまでは局地的な災害に止まっているようですが、被災すれば復興には時間と労力が必要になります。気象はある程度予測がつき、備えの時間もありますが、大地震はいつ起こるか分かりません。

やはり平時からの取組みがあつてこそ、大地震が突然に襲い掛かった場合にも、慌てず、的確に対処できるものだと思います。

「日頃の交流や支えあいが活発な地域は、災害発生後の復興も早い」と言われています。日常を大切に、非常時に備えましょう。

◎災害に備えた支えあい、見守り活動の拡充の意義・効果

- ①災害ボランティアリーダーの養成講座に参加することにより、防災意識を高めます。
- ②地域や関係団体と連携した訓練を通じて、災害ボランティアセンターの役割などへの地域の方々の理解が促進されます。
- ③日頃の支えあいにより、災害時の被害を最小限に留められます。
- ④災害は誰もが被る可能性のあるものであり、住民が同じ視点で取り組める課題であるため、地域の連帯感を醸成します。



災害ボランティアリーダー養成講座の様子

住民とともに - 大規模災害に備えて

近年、各地で災害が頻発していますが、その復興において大きな力となるのがボランティアの存在です。八王子市で大規模災害が発生した場合、社協が災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の立ち上げ、運営を行います。

センターの主な役割は、被災者のニーズ把握や全国から集まるボランティアの受け入れ等、被災者とボランティア活動希望者のコーディネートになります。

八王子市は広域ということもあり、災害発生時のセンター運営は住民の協力なくしては成り立ちません。そこで社協では、センターの運営を職員とともに担っていただく災害ボランティアリーダーを養成するために、毎年「災害ボランティアリーダー養成講座」を開催しています。

受講者からのメッセージ ～災害ボランティアリーダー養成講座 受講者 佐久山さん～

「災害ボランティアリーダー養成講座」については、普段ボランティアとして活動している手話サークルで知り、災害時のボランティア活動に関心があったので受講しました。

これまで報道等で「災害時のボランティア活動」はイメージできていましたが、ボランティアを受け入れるセンターについては全くイメージできていませんでした。

今回受講して、センターのしくみや、災害時のボランティア活動を支える重要な役割について学び、今まで知らなかった事を知るよい機会となりました。

今後も、家族や仕事等との兼ね合いもありますが、是非活動を続けていきたいと思っています。

ボランティア活動の内容を
説明する佐久山さん



災害ボランティアセンター運営訓練の様子

活動項目③ 「ういずサービス」の利用促進と協力会員の拡充

〔取組みの展開〕

地縁などを基盤とした地域福祉活動は、日常生活の延長線上の支えあいとして有益ですが、一方で、組織だった活動、制度による活動での対応が望まれることもあります。

「ういずサービス」は、平成 12 年から社協が実施主体となり、住民相互の助けあい活動を有償で行う事業として展開してきました。

ここ数年、サービスの提供者である「協力会員」の減少が続いており、利用会員の希望があってもサービスをマッチングできない状況が生じています。

制度のすき間を埋める、住民相互の「助けあいの意識」を醸成するうえで、「ういずサービス」は必要なサービスです。そのため、平成 30 年度からは、協力会員年会費を 2,000 円から 500 円に引き下げて協力会員の負担を軽減するとともに、協力会員を募る PR に努め協力会員のさらなる拡充を図っています。

○ういずサービスの協力会員数、活動件数の目標

年度	現 状	2020 年度	2022 年度	2023～2024 年度
内容	協力会員数： 207 人	215 人	230 人	拡充
	活動件数： 9,732 件	10,000 件	10,700 件	

〈取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割〉

取組みの方法

「協力会員の増員」が直近の課題であることから、広報活動を強化します。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・説明会に参加し、ういずサービスの内容を知りましょう。
- ・協力会員として活動しましょう。

☞ 社協の役割

- ・広報活動を強化します。
- ・ニーズに応じたサービス内容の見直しを行います。
- ・会員募集の説明会を市内各所で開催します。
- ・コーディネート機能を、拠点のCSWと連携して強化します。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

ういずサービスは、住民参加型サービスとして実施しています。サービスの担い手（協力会員）として住民の方々に活躍いただき、利用者（利用会員）の生活支援を行っています。

社協職員がコーディネートを担当することにより、協力会員は活動を、利用会員はサービス利用を、それぞれ安心して行えるよう努めています。

これからも「安心」をお届けできるよう事業運営してまいりますので、住民の方々の参加と利用をお待ちしています。

◎ 「ういずサービス」利用促進と協力会員拡充の意義・効果

- ①利用会員は、サービスを利用するほか、生活に関するさまざまなアドバイスを得ることができます。
- ②市内全域をサービス提供範囲としていますので、近隣での支えあいになじめない方への対応もできます。
- ③協力会員は、研修や会員相互の交流の場を通じて、ご自身の成長に結びつきます。

活動項目④ 成年後見制度の利用促進

〔取組みの展開〕

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年に施行され、国全体で成年後見制度の利用促進が図られています。『第 3 期八王子市地域福祉計画』では「成年後見制度利用促進計画」を定め、社協が運営する「成年後見あんしんサポートセンター八王子」が中核機関としてその役割を促進していくことになりました。特に「市民後見人（社会貢献型後見人）」の養成については、平成 34 年度までに 93 名の市民後見人候補者を養成する目標が掲げられました。

このことを踏まえ、制度の周知・啓発活動、養成講座も引き続き開催し、制度に関心を持ってくれる住民を増やし、「市民後見人」として十分活躍できる知識・技量を培っていただくよう、研修を強化します。

さらに、社協として「法人後見」の受任についての検討を行うとともに、他の推進機関で実施している法人後見事務について調査します。

○市民後見人候補者登録者数、講座等開催回数目標

年度	現 状	2020 年度	2022 年度	2023～2024 年度
内容	市民後見人候補者の登録者数：41 人	63 人	93 人	拡充
	成年後見制度に関する講座・学習会の開催回数：9 回（延べ234 人）	11 回 （延べ250 人）	13 回 （延べ270 人）	

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

制度の周知・啓発、講座開催など、地域への働きかけを強化します。また、弁護士や司法書士、社会福祉士等の職能団体との連携をさらに深め、制度の利用促進や市民後見人の養成に寄与していただくよう働きかけます。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・社会全体で支えあうしくみとして、成年後見制度を正しく理解しましょう。
- ・養成講座や各種学習会に参加しましょう。
- ・市民後見人として活躍しましょう。
- ・不安があったら「成年後見あんしんサポートセンター八王子」に相談しましょう。

☞ 社協の役割

- ・「成年後見あんしんサポートセンター八王子」としての周知を図ります。
- ・講座や学習会等を通じて成年後見制度の周知・啓発を強化します。
- ・市民後見人養成講座を開催します。

【地域のみなさんへー社協からのメッセージ】

「成年後見あんしんサポートセンター八王子」では、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。判断能力が低下しても、地域で安心して生活できるよう、「社会全体で支えあう」を前提に、市民後見人（社会貢献型後見人）に期待が寄せられています。

制度を正しく理解し、市民後見人として活躍していただける方は、ぜひ社協と歩みを共にしましょう。

◎成年後見制度利用促進の意義・効果

- ①社会全体で支えあうしくみが推進されます。
- ②判断能力の低下した方々の財産管理と身上保護を可能にします。
- ③知的障がいや精神障がいによる不利益や差別を防止できます。
- ④社協が中核機関を担うことで、後見人選任前の相談—マッチング—申立て支援—
選任後の後見人支援に一貫して関わられます。



市民後見人候補者のみなさん
(弁護士を講師に迎えて)



市民後見人 活動の様子

社協がおこなう市民後見人への支援

社協が運営する「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」では、市民後見人に登録している方向けの「市民後見人連絡会」を開催しています。

受任している市民後見人からは「責任が重い仕事である。」「大変だ。」という声と同時に、「被後見人の喜ぶ顔が楽しみ。」「被後見人ともっと話がしたい、話を聞きたい。」「とても勉強になる。」との声が聞かれました。また、受任経験のない市民後見人も、その経験談に耳を傾け、出席者による活発な意見交換が行われています。

市民後見人の職務は重責が伴いますが、より良い後見業務ができるよう、「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」では支援を充実していきたいと考えています。



市民後見人連絡会の様子

【目標3】共に学び、育ちあう場をつくろう！

〈背景〉

社協では、学校や地域からの要請に基づき「福祉体験学習」を提供しています。内容は、車いすの体験や点字の体験、障がい当事者による講話などを組み合わせて行います。

小さな頃から同じ地域で暮らす高齢者や障がいのある人の存在を知り、生活について学び、共に暮らしているのだ、という意識の醸成や、困っている人を気遣う心を育て、“どうやったら助けることができるか”、“自分は何ができるか”などを考えること、そしてできることをできる範囲で実践することをプログラムに盛り込み、実施しています。

拠点では、関係機関と連携して「家庭介護の方法」学習会や「地域での支えあい活動の立ち上げ」「認知症サポーター養成講座」等を、実施してきました。また、「生活支援体制整備事業」においては、平成28年度から地域でできる助けあい活動についての講座「地域の助け合い活動応援講座」を、地域活動の担い手育成を目的に継続開催しています。

このほか、社協では、傾聴や精神保健に関するボランティア講座、青年層をターゲットとした「夏休みボランティア体験」、成年後見制度の利用促進を図る講座などさまざまな講座を提供しています。また、八王子市では、住民や地域の福祉体験学習に関する多様な要望に応えられるよう、「出前講座」として、各種の講座メニューを用意するとともに、多くの団体も多彩な講座を開催し、住民の方々にとっての“学びの場”は増えています。

その一方で、地域には、さまざまな特技・技術を活かして地域貢献したいと思っている住民が多くいます。編み物や折り紙、書道などの創作、体操やダンスなどの体を動かす活動は、市内の町会会館や市民センター、ホールなどで活発に開催されています。

活動項目① 福祉体験学習の充実

〔取組みの展開〕

社協では引き続き、学校・地域等の要請に応じて福祉体験学習を提供します。これまで福祉体験学習にご協力いただいた「体験学習サポーター」（ボランティア）の養成を継続するとともに、さらに保護者や地域の方々が参加できる学習の場づくりを進め、住民相互で学び、育ちあう環境づくりに努めます。

また、障がい者団体等との連携を深め、学年や年齢層に合わせた新たな学習プログラムの開発、学習の場の開拓等を進めていきます。

○福祉体験学習実施回数の目標

年度	現 状	2020 年度	2022 年度	2023～2024 年度
内容	体験学習実施回数 178 件 延 14,304 人	190 件 延べ 15,200 人	200 件 延べ 16,500 人	拡充
	体験学習メニュー ・車いす体験 ・高齢者疑似体験 ・点字体験 ・ブラインド体験 ・障がい当事者の 講話			

年度	2019 年度	2020 年度	2021～2024 年度
内容	体験学習プログラムの検討 ・学年別テーマ ・学習のねらい ・学習活動の内容 ・協力者(団体)	プログラムの作成・周知	実施



福祉体験学習の様子

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

福祉体験学習について、学校・地域への周知を強化するとともに、体験学習サポーターの増員を進め学習機会の場の拡充を図ります。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・体験学習サポーター（ボランティア）として活動しましょう。
- ・体験学習を通じて地域福祉について考えましょう。

☞ 社協の役割

- ・引き続き体験学習を提供します。
- ・新たな体験学習のプログラムを検討します。

【地域のみなさんへー社協からのメッセージ】

「福祉体験学習」は子どもだけのためのものではありません。大人の学ぶ姿を子どもに見せること、一緒に学ぶという体験は貴重だと思います。

学びと実践を繰り返しながら、より良い地域をつくっていきましょう。

◎福祉体験学習の充実の意義・効果

- ①互いの違いを認めあい、人の気持ちに共感できる力が育ちます。
- ②地域住民全体で子どもたちを見守り育む意識の醸成につながります。
- ③学校・地域・家庭・社協がつながることで、「地域の福祉力」が高まります。

活躍しています！ - 体験学習サポーター

社協が市内小中学校等で実施している福祉体験学習では、体験学習サポーターが活躍しています。サポーターのみなさんは、車いす体験や高齢者疑似体験等の学習場面において、社協職員と一緒に子どもたちに車いすの使い方を教えたり、高齢者疑似体験セットを装着するお手伝いなどを担っていただいています。

先生や保護者とも違う、地域の方から声をかけられ、ほめられ、うれしそうにしている子どもたち。子どもたちの反応や表情に笑顔を見せるサポーターのみなさん。

福祉体験学習は子どもにとってもサポーターにとっても、豊かな出会いの場であり、学びの場となっています。

活動者からのメッセージ

●体験学習サポーター 田中さん

福祉体験学習の場面では、「地域のおばあちゃん」として子どもたちと接したいと考えています。核家族が増え、高齢者と接することが少ない今の子どもたちが、サポーターである自分とふれあい、交流することを通して、福祉体験学習をよりリアルに、身近に感じてくれればと思っています。

私自身も、サポーターの活動を通じて様々な世代と接することで社会とのつながりを実感でき、とても楽しくやりがいを感じています。

高齢者疑似体験をサポートする田中さん



●体験学習サポーター 上杉さん

体験学習サポーターの活動は、若い世代と交流できること、会話できることがなにより楽しいです。

子どもたちが熱心に車いすの使い方を聞いてきてくれるので、とてもやりがいがあります。



車いす体験をサポートする上杉さん



体験学習サポーターとして活動している上杉さん(左)と田中さん

活動項目② 地域福祉推進拠点での学びの場の創出

〔取組みの展開〕

地域には、それぞれに違ったまちの様相があります。そして、それぞれに生活課題があり、地域の状況に即して解決すべき取組みが必要となってきます。その解決に向けて行動するための学びも必要です。今後、拠点がさまざまな相談を受ける窓口になることから、地域の声を反映した学びの場を、住民とともに創出していきます。

また、学びの場を通じて地域住民の連帯意識を高め、地域における福祉活動計画策定のきっかけづくりにつなげていきます。

なお、従来から実施しているボランティア活動の推進についても引き続き取組みを行います。ボランティア養成講座等の実施によりボランティアの発掘・育成を進めるとともに、ボランティア活動で地域貢献できるよう、コーディネートを充実します。

○学びの場開催回数目標

年度	2019 年度	2020～2021 年度
内容	拠点設置地域で各 2 回以上	随時開催

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

拠点に寄せられる相談や情報を整理し、学習会の企画・実施の活動について住民と共に取り組みます。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・地域の課題について拠点に相談しましょう。
- ・学習の企画・実施について主体的に関わりましょう。

☞ 社協の役割

- ・地域ニーズに合った学びの場を提供します。
- ・社協が実施する講座や研修を、CSWと共に提供します。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

社協と住民の方々が連携し、地域ニーズに合わせた講座の企画・開催、住民の方々がスキルをいかして活躍できる場・参加できる場を増やし、共に学び、育ちあう地域づくりをめざしましょう。

◎地域福祉推進拠点圏域での学びの場の創出の意義・効果

- ①拠点機能を活用して、地域ニーズにマッチした企画が可能となります。
- ②地域全体で学びを共有し、連帯感が生まれます。

活動項目③ 地域福祉推進拠点での趣味・特技をいかした活躍の場の創出

〔取組みの展開〕

拠点石川では、住民のみなさんが「コミュニティカフェ」を運営しています。そこに集う方が、それぞれの特技や趣味をいかして、「コミュニティカフェ」の時間を使って講座や趣味の集いを開催しています。

今後も拠点において、地域の方々が自身の趣味や特技をもって活躍できる“場”を確保し、それぞれの方々が自らの力を発揮できるよう、環境整備に努めます。

○活躍の場の回数の目標(全拠点の総数)

年度	現 状	2020 年度	2022 年度	2023～2024 年度
内容	29回 (延べ395人)	35回 (延べ450人)	40回 (延べ500人)	拡充

《取組みの方法／地域(住民)の関わり・社協の役割》

取組みの方法

拠点で、趣味・特技をお持ちで講習等ができる住民を募るとともに、開催場所の確保や講習会の周知について取り組みます。

☞ 地域(住民)の関わり

- ・ご自身の趣味・特技で地域のみなさんへ“生きがい”を伝えましょう。

☞ 社協の役割

- ・「住民が趣味・特技をいかした活躍の場」として拠点の活用を積極的に進めます。

〔地域のみなさんへー社協からのメッセージ〕

拠点は地域の生活相談を受ける場であるとともに、生きがいや楽しいこと、嬉しいことを生み出せる場としても運営していきたいと思えます。多くの地域の方々に利用していただくことで、輝きを増す拠点になるのではないかと思います。

ぜひ、拠点を活用し、ご自身の得意技をお披露目ください。

◎地域福祉推進拠点での趣味・特技をいかした活躍の場の創出の意義・効果

- ①多様な特技・趣味等の技能を発揮し、地域の一員として社会貢献できます。
- ②外出の機会、生きがいなど、精神面の充足が図れます。



「かたらいカフェ石川」での
趣味の講座 クリスマスリース作り
(石川拠点)



第5章

社協発展・強化計画



1 基本方針と目標

「第3章 計画の基本的な考え方」を踏まえ、本計画の実現に向けて「社協発展・強化計画」の基本方針を設定し、それぞれに具体的な取組み項目を展開していきます。

○基本方針1

「包括的な相談・支援体制の構築」

☆目標1 地域福祉推進拠点の拡充・運営

○基本方針2

「社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり」

☆目標1 事務局体制の強化

☆目標2 地域に貢献できる人材の育成

☆目標3 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動

☆目標4 健全な財務運営

2 活動の展開

基本方針 1 包括的な相談・支援体制の構築

【目標1】 地域福祉推進拠点の拡充・運営

現状

拠点は、CSWによるさまざまな相談支援の場、また、住民が集い、つながり（ネットワーク）を育む場として、「第2次計画」の重点事業に位置づけ、運営を行ってきました。平成26年12月に開設した八王子市市民部石川事務所2階の拠点石川を皮切りに、平成31年3月末現在6か所の運営を行っています。

拠点の運営は、当初の開設時から今日まで、八王子市との協力体制のもと進めています。特に、開設場所の選定にあたっては、「市の施設の有効活用」や「住民に親しみのある施設」との観点から、市の「市民部事務所」や「市民センター」内に設置されています。

拠点には、地域福祉の専門職であるCSWを専従で配置し、拠点の担当地域でのさまざまな相談の窓口となり、解決への支援のほか、住民主体活動の支援を進めてきました。

「第3期八王子市地域福祉計画」では、市が構築をめざす「包括的な相談・支援体制」の中で、拠点がさまざまな地域生活課題を「丸ごと」受け止め、市で設置する「包括的な地域福祉ネットワーク会議」との連携のもとで課題解決に向けたコーディネートを行う機能を有する機関として位置づけ、「市内21か所の整備」を掲げています。

社協は今後、拠点に位置づけられた機能を発揮させながら、21か所の運営に取り組めます。

「第3期八王子市地域福祉計画」で示された拠点21か所の運営をめざします。包括的な相談・支援の場としての機能を充実するため、社協の事務局体制の強化を進め、「コミュニティソーシャルワーク」を拡充させます。

また、21か所に整備する拠点のうち数か所には、地域の状況を考慮したうえで講座や居場所活動も可能にするような機能を持たせ、市民力・地域力の醸成につなげます。

●行動計画

行動内容	現 状	2020 年度	2022 年度
拠点の拡充	5か所	15か所	21か所

基本方針2 社協と地域と一緒に問題解決できる体制づくり

【目標1】 事務局体制の強化

現状と今後の方針

【現在の事務局体制】
～機能別の組織構造

◎異なる機能を持った組織が並列的に存在している縦割り型の組織。

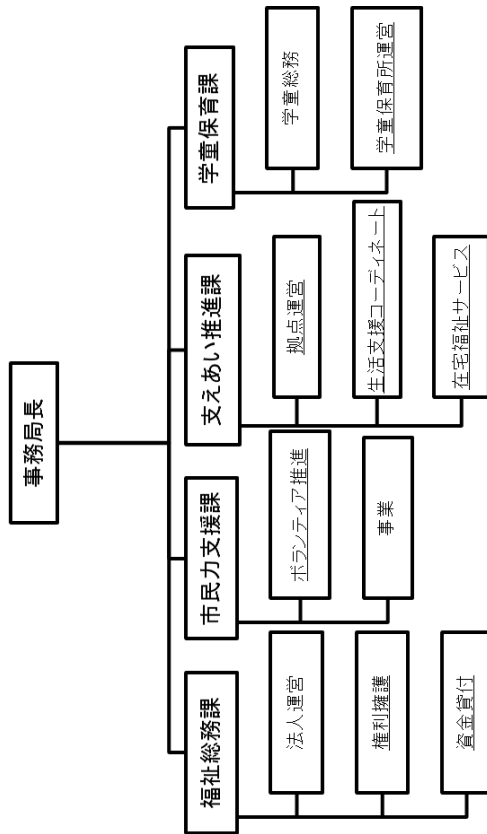


【新たな事務局体制（イメージ）】
～エリア別の事業部制組織

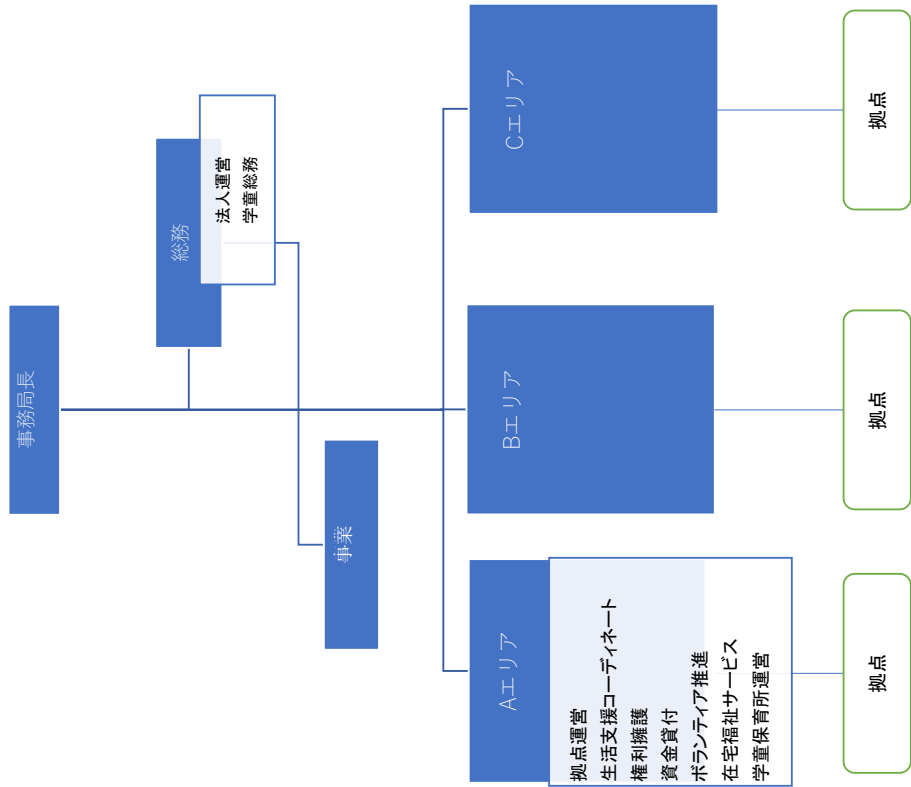
◎一定のエリアを設定し、各機能別組織をエリアごとに配置。そこでの情報を集約して統合的に業務を行う。

事務局体制のイメージ図

現在の事務局体制



新たな事務局体制



●行動計画

行動内容	現 状	2019～2020 年度
事務局体制の強化	機能別の組織体制	エリア別の事業部制に向けた検討 事務局移転の検討

【事務局改編のねらい…社協における包括的な相談・支援体制の構築】

- ・社協が実施している相談・福祉サービスを、住民が身近な場所で受けることを可能にし、住民の利便性を図る。
- ・個別課題に対し、制度に基づく相談・福祉サービスの提供とCSWが担う生活環境の改善をめざす地域支援を統合的に展開し、チームアプローチで臨むための体制を整備する。
- ・現在の社協事務局が複数の場所で執務していることや将来のコミュニティソーシャルワークの充実、業務間連携を図る観点から、事務局移転を検討する。

現状の業務分担

課名称	総務系	相談系	サービス提供系	事業系その他
福祉総務課	法人運営全般 (規程・経理・ 人事・庶務・ 広報)	生活福祉資金貸 付事業 受験生チャレン ジ支援貸付事業 住居確保給付金 地域福祉権利擁 護事業・財産保全 成年後見支援	生活福祉資金貸 付事業 受験生チャレン ジ支援貸付事業 地域福祉権利擁 護事業・財産保全	助成事業 恩方老人憩の家 長房ふれあい館
市民力支援課	会員会費 共同募金活動 在宅ひとりぐら し高齢者実態調 査	ボランティアコ ーディネート業 務	講座開催 福祉体験学習	イベント開催(福 祉まつり、作品 展、昼食交流会 等) 車いす貸出 高齢者ボランテ ィア・ポイント制 度 手話通訳・要約筆 記派遣 バザー

課名称	総務系	相談系	サービス提供系	事業系その他
支えあい推進課		CSW 業務 (総合相談・コーディネート) 生活支援体制整備業務(コーディネーター)	講座開催 サロン しくみづくり 組織化	
学童保育課	学童運営全般 (規程・経理・人事・庶務・企画)		各学童保育所の運営	

※網掛け部分は、エリア別に分散した場合、住民サービスが向上すると想定される機能(業務)。



【目標2】 地域に貢献できる人材の育成

現状

「第2次計画」では、第1次計画に引き続き「めざすべき職員像」や「職員に求められる能力」に即した人材育成に取り組んできました。

具体的には、研修体系概要に沿った研修の受講を進めるとともに、「研修委員会」を設置し、委員会の企画による「内部集合研修」を実施しました。

また、自己啓発のために研修を受講する職員を支援するため、「支援要綱」を制定し、研修参加費の助成と職務免除のしくみを構築して、組織的な支援体制を進めてきました。

(1) 人材育成方針

【1】人材育成の方針

「めざすべき職員像」、「職員に求められる能力」に即した研修体系のしくみづくりに取り組みます。

「研修体系」については、職員に適切な時期に必要とされる研修機会を提供できるよう、人事制度との連携を見据えた体系の構築を実施します。

【2】めざすべき職員像

社協職員がめざすべき職員像は、次に掲げるものとします。また、組織として、人材育成に努めます。

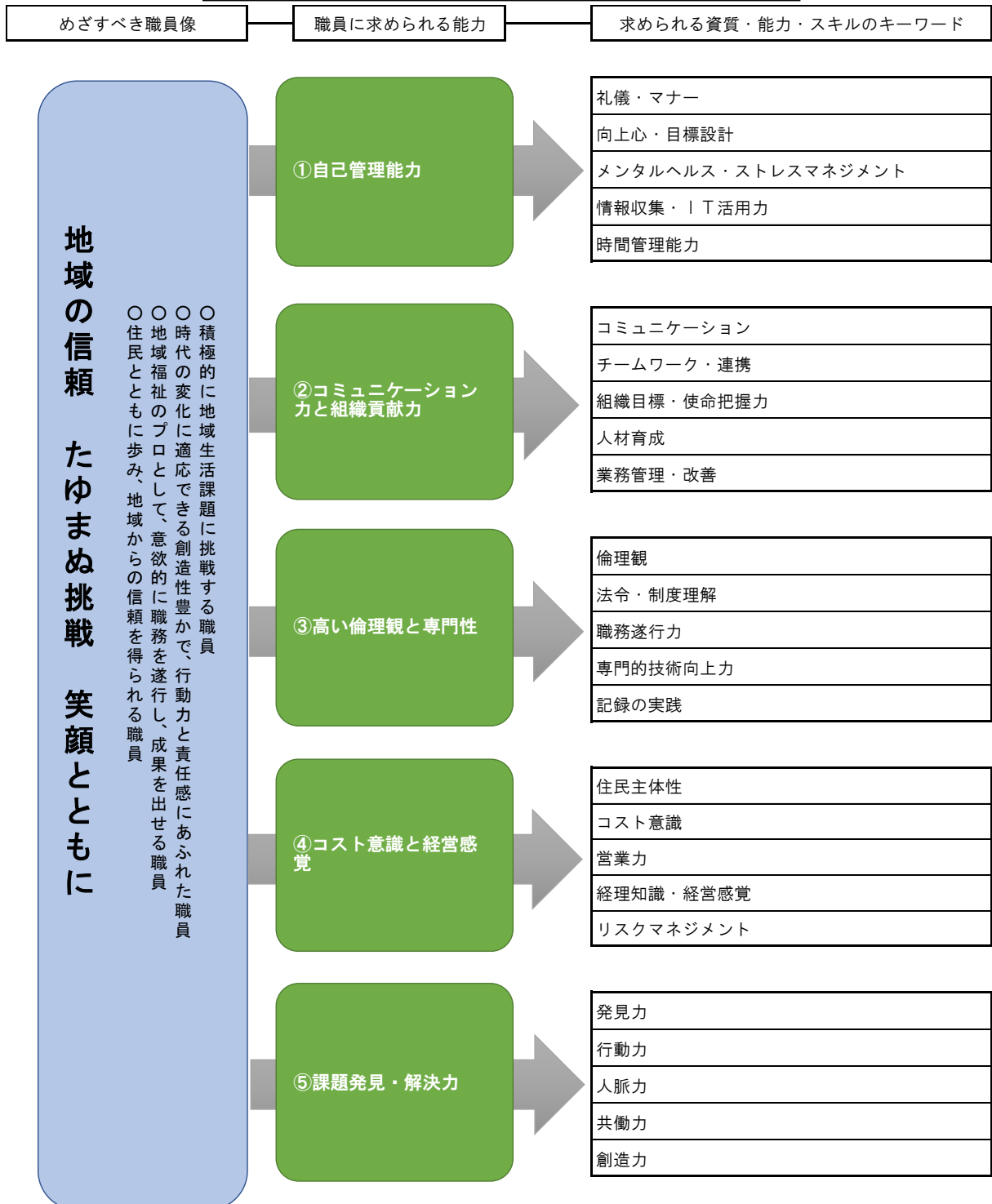
地域の信頼 たゆまぬ挑戦 笑顔とともに

- 住民とともに歩み、地域からの信頼を得られる職員
- 地域福祉のプロとして、意欲的に職務を遂行し、成果を出せる職員
- 時代の変化に適應できる創造性豊かで、行動力と責任感にあふれた職員
- 積極的に地域生活課題に挑戦する職員

【3】職員に求められる能力

- ①自己管理能力
- ②コミュニケーション力と組織貢献力
- ③高い倫理観と専門性
- ④コスト意識と経営感覚
- ⑤課題発見・解決力

社協職員に求められる能力体系図（案）



*能力体系図(案)は福井県社協の「社協職員基礎力チェックリスト活用の手引き」を参考としています。

(2) 人材育成のしくみづくり

【1】研修体系

① 「研修体系策定委員会」(仮称)の設置

管理職・主査・外部委員で構成する「研修体系策定委員会(仮称)」を設置して職員研修体系の整備を行い、具体的な研修体系を構築します。

② 「自己評価シート」の導入

職員に共通して求められる資質や能力、スキルをチェックできる「自己評価シート」を作成し、導入します。

自己評価シートを作成することで、組織として求められる職員像を明らかにするとともに、職員が具体的にイメージできるようにします。また、自己評価シートを活用し自他による振り返りを行うことで、自身の目標到達度合いを客観的に測り、自己啓発に向けた意欲を高めていきます。

将来的には、自己評価シートの活用による組織としてのOJT、OFF-JTの活性化や人材育成力の向上を見据えていきます。

自己評価シートの作成については、「研修体系策定委員会(仮称)」で行います。

●行動計画

行動内容	2019年度	2020～2024年度
研修体系策定委員会(仮称)の設置	研修体系策定委員会(仮称)の設置 具体的内容の検討・整備 実施	
自己評価シートの導入	検討・作成・実施	

自己評価シート（イメージ）

職員に求められる能力	自己管理能力	3-できている 2-概ねできている 1-あまりできていない 0-できていない			
		自己チェック欄	上司等他者チェック欄	両者の合議チェック欄	
礼儀・マナー	①接遇の基本動作や正しい言葉遣いを身につけ、実行している。				
	②約束や時間を厳守して行動している。				
	③自分自身の身辺、周辺の整理整頓、清潔が保たれている。				
向上心・目標設定	①仕事の意義を理解し、自己目標を設定して取り組んでいる。				
	②社会人としての自分の将来像を設定し、目標を設定して取り組んでいる。				
	③人としての成長のために、積極的にいろんな経験を積むことを心がけている。				
トメンスタマルネヘルスマス・トス	①私的な感情を持ち込まず、感情を上手くコントロールすることができる。				
	②仕事から生じるストレスについて、解消する（気分転換する）方法を身につけている。				
	③辛いときや苦しいときに、何でも腹を割って相談できる人がいる。				
情報収集力・IT活用	①新聞や雑誌、インターネット等を通じて、社会情勢や世の中の動きを理解している。				
	②分野を問わず、幅広い知識を書籍等から学んでいる。				
	③パソコンを使っての文書作成や表計算ソフトの基本操作を身につけている。				
時間管理能力	①スケジュールや時間の自己管理・有効活用ができる。				
	②あらかじめ計画を立てたうえで行動する習慣が身についている。				
	③ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の取れた働き方ができている。				
レーダーチャート 		合計	0	0	0
		育成（成長）計画			
		O J T			
		O f f J T			
		S D			

*自己評価シート（イメージ）は福井県社協の「社協職員基礎力チェックリスト活用の手引き」を参考としています。

③ 「内部集合研修」の充実

「集合研修委員会」（現「研修委員会」）で、「人材育成方針」に基づいた内部集合研修の企画・実施をさらに充実させます。

●行動計画

行動内容	2019 年度	2020～2024 年度
内部集合研修の充実	集合研修委員会にて企画・実施	→



内部集合研修の様子

④ 自己啓発への支援

「自己啓発研修支援要綱」に基づき組織的な支援を行うとともに、総務担当で社会福祉士等の資格取得要件を保有している対象者を把握し、積極的な利用を促します。

●行動計画

行動内容	2019 年度	2020～2024 年度
自己啓発への支援	自己啓発研修支援要綱の活用を促進	→

【2】人事管理

自己評価シートを活用した職員の配置管理

職員一人ひとりの資質の向上を図り、その能力を最大限に生かすことが組織の活性化に資することとなります。

自己評価シートの導入を契機に、定期的な面談などで上司と部下のコミュニケーションの活性化を図り、職員の「強み」「弱み」などの特性を客観的に把握、共有しながら、職員の成長を促すとともに、適正な配置管理を目指します。

【目標3】 社会福祉法人のネットワークによる地域公益活動

現状

国において社会福祉法人の制度改革が進められ、社会福祉法の改正が行われました。

改正社会福祉法第24条第2項は、「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを提供するよう努めなければならない」と規定しています。

社会福祉法人に「地域における公益的な取組みを実施する責務」が求められており、法人規模等にかかわらず全ての法人が自主的に取り組んでいく必要があります。

しかし、規模の小さな法人にとっては単独での取組みには困難を伴うこともあります。また、法人の規模にかかわらず、個別の法人や事業所だけでは対応が難しい課題に対しては、社会福祉法人が重層的に連携し、それぞれの専門性を活かして取り組めば、地域における公益的な活動の成果が現れる場合もあります。

市内には69法人・160を超える福祉施設があります。専門性を有したこれらの法人・施設が、地域のさまざまな課題に対して分野を超えて連携し取り組むことで、八王子の地域福祉の向上がより一層進むものと考えられます。社協は、市内社会福祉法人に構築を進めているネットワークへの参画を呼び掛けることや、協働した取組みに関する事務局的な役割を担い、相互連携による公益活動を進めていきます。

東京都における「社会福祉法人の地域公益活動」については、東京都社会福祉協議会内に「東京都地域公益活動推進協議会」が設立され、地域生活課題の解決に向け、社会福祉法人が連携して地域公益活動に取り組む活動が進められています。

八王子市では、社協が、「八王子施設長会」「八王子市私立保育園協会」へネットワークを基盤に連携した地域公益活動の展開を呼び掛けています。社会福祉法人の専門性を地域の諸課題の解決につなぎ地域貢献できる体制づくりを、現在進めています。

【1】「だれでもなんでも福祉相談窓口」（仮称）の開設

●行動計画

行動内容	2019年度～
だれでもなんでも福祉相談窓口（仮称）の開設	順次開設（内容はP34に掲載）

【目標4】 健全な財務運営

現状

「第2次計画」における「社協発展・強化計画」では、財務基盤について「会員会費」・「寄付・募金活動」・「収益事業」の3項目の強化策を進めてきました。

「会員会費」については、事務局内に「会員会費のあり方検討会」を設け、会費の所得税の税額控除団体としての認定や企業への働きかけの強化、協力いただいている町会・自治会の協力費の還元率の見直しなどを行いましたが、会費の減少傾向に歯止めをかけることはできませんでした。

「寄付」については、遺贈寄付の申し出をいただく機会も増えてきており、寄付者のご意向により基金積立に活用させていただきましたが、社会的な低金利政策などにより利息収益はほとんど見込めない状況です。

「収益事業」の柱である自動販売機の設置事業については、設置台数を増やすとともに、販売手数料率の見直しを行い、増収を図ってきたところです。

一方、「第2次計画」の重点事業である「拠点の運営」について、「社協発展・強化計画」の中ではその経費調達に関して言及していませんでした。

そこで、平成26年に、専門家に参加いただき「財務に関する検討委員会」を設け、「第2次計画」の推進に向けて、拠点の運営経費についての提言を含む「財務の将来展望」を作成し、意見具申をいただきました。

◎「財務の将来展望」概要抜粋

〈平成25年度決算による財務状況〉

- ・各種基金+積立金を主因として自己資本比率が84%であり、財務の安定性が高い。
- ・短期の財務安全性（流動比率）が204%であり、財務安定性は高い
- ・事業活動に占める人件費比率が47%で高い

財務の安定性は高く保っているものの、拠点運営の拡充を図るうえでの経費増が見込まれることから、新たな収入源の検討と積立金の有効活用等の提言が行われました。

(1) 今後の方針

本計画で財務を検討するにあたり、財務状況を平成 29 年度決算より確認したところ、以下の通りとなっています。

□平成 29 年度決算による財務状況（概要）

- 各種基金＋積立金を主因として自己資本比率が 86%
- 短期の財務安全性（流動比率）が 113%であり、財務安定性は低下
- 事業活動に占める人件費比率が 69.5%とさらに高くなった

基金、積立金の比率が上がる一方、短期の財務安定性が低下しています。

ここ数年に実施した新規事業の多くは委託事業であり、自主財源はさほど費やしていないことを踏まえると、拠点の経費負担が低下の主要因であると考えられます。

例えば、拠点を新設すると、1 か所当たり、初期費用として約 3,030,000 円（*軽車両 1 台所有）が見込まれ、そのうち社協負担額はおおよそ 1,646,000 円となります。

また、ランニングコストは年間おおよそ 1,382,000 円と試算しており、そのうち社協負担額は 277,000 円となります。

21 か所全てを開設した際の初期費用総計は 38,850,000 円（軽車両 16 台・自転車 5 台所有として試算）、そのうち社協負担額が 19,474,000 円の見込みです。21 か所開設後の年間ランニングコストは 28,189,000 円となり、社協負担は 5,638,000 円になると試算しています。

財務の健全化を進めるためには、既存事業の点検と平成 26 年に提言されている「社会福祉事業積立金」の有効活用の検討、そして会員会費等既存収入の取組み強化が必要となってきており、より詳細で具体的な中・長期的な財務計画を策定し、適正な法人運営に努めていく必要があります。

【1】既存事業の評価

現在、自主財源は自主事業に充当されており、拠点運営に割り振る余地がありません。しかし、既存自主事業については、「どれくらいの効果があるのか」、「社協が実施することが適切なのか」等、評価されないまま長期間実施されているものも多く、自主財源の効率的な活用のためには事業評価が必要です。

そこで、事業の目的・目標を明確にしながら、客観的な自己評価を行うための「事業評価シート」を導入し、事業評価に取り組めます。

●行動計画

行動内容	2019 年度	2020 年度～2024 年度
既存事業評価の実施	事業評価シート の検討・実施	—————→

【2】資産の有効活用

「社会福祉事業積立金」の活用についても具体的な検討を行います。

検討にあたっては、より専門的かつ客観的議論が必要になることから、専門家による外部委員を含めた「財務検討委員会」で、積立金の活用を含めた中・長期的な事業展開・経営の方向性を定める「財務計画」の策定を行います。

●行動計画

行動内容	2019 年度	2020 年度	2021 年度～2024 年度
中・長期的な財務 計画の策定	事業評価	財務検討委員会の設置 財務計画の策定・実施	—————→

【3】既存収入増の取組み強化

① 社協会員会費増の取組み強化

会員会費の収入については、町会・自治会・管理組合等にご協力をいただいておりますが、会費額は引き続き減少傾向にあります。社協会員の加入促進と地域福祉活動の意義についての周知が課題となっています。

●会員の区分

会費の種類	金額
正会員	500 円(年額)
賛助会員	3,000 円(年額)
特別会員	10,000 円(年額)

●会員数と会費の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数	19,495	19,424	18,465	17,870
会費(円)	15,672,200	15,191,400	14,762,049	14,506,000

●会員区分ごとの実績比較

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
正会員	18,971	11,919,600	18,952	11,738,850	17,977	11,111,500	17,374	10,668,400
賛助会員	311	1,089,500	284	1,002,000	269	936,000	260	924,000
特別会員	213	2,663,100	188	2,450,550	219	2,714,549	236	2,913,600
合計	19,495	15,672,200	19,424	15,191,400	18,465	14,762,049	17,870	14,506,000

拠点の運営や直接地域に出向く職員の活動を通じて会員増強を図れるよう、職員の意識づけを含め、加入促進を積極的に行います。

また、主に特別会員としてご協力をいただいている市内の事業者へは、継続会員として引き続きご支援いただけるよう努めるとともに、新規事業者の加入拡大を進めるため、社協の事業活動を積極的に PR していき、増額をめざします。

●行動計画

行動内容	2019 年度～2024 年度
会員の加入促進 (会員会費の増)	14,506,000 円(平成 29 年度実績) ↓ 目標額 15,500,000 円(平成 26 年度実績水準)

② 収益事業の強化

これまで自動販売機・証明写真機の設置や販売手数料率の見直しを行い、増収を図りました。また、民有地への設置にも取組み、平成 30 年度現在は、住民の協力を得て民有地に 2 台の自動販売機を設置しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収入額	14,879,784 円	15,037,734 円	17,757,196 円	17,109,996 円
自動販売機	31 台	30 台	30 台	32 台
証明写真	2 台	2 台	2 台	2 台

今後も引き続き設置に努め、増収を図ります。

一方で、「日本財団」では企業の社会貢献活動につながる“チャリティー自販機”の設置を自動販売機事業者と共に進めており、飲料 1 本につき 10 円が日本財団に寄付されるしくみになっています。

同様の“チャリティー自販機”の八王子社協版を自動販売機事業者と検討していきます。

●行動計画

行動内容	2019 年度	2020 年度～2024 年度
「チャリティー自販機」の設置	設置に向けた検討	実施 →



社協が設置している自動販売機



第6章

計画の推進と進行管理



1 計画の推進と進行管理

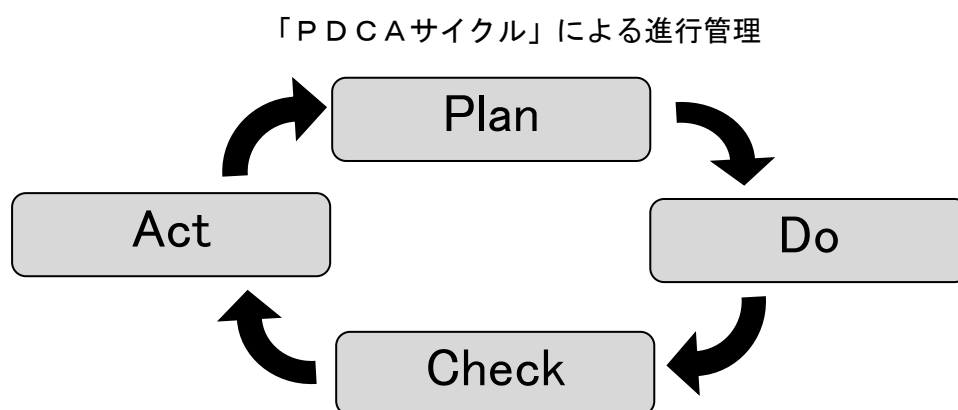
(1) 関係機関・団体との連携と住民の活動参加の促進

「社協だより」や社協ホームページにより本計画を住民に周知するとともに、町会・自治会・管理組合の会合、社協及び関係諸機関・団体の会議、サロン活動やボランティア講座等の地域住民と接するさまざまな機会を捉えて本計画を積極的にPRし、住民の地域福祉活動への参加意欲を高めるように努めます。

(2) 計画の進行管理

地域住民や地域福祉関係者、学識経験者等で構成する「第3次八王子市地域福祉推進計画推進委員会」を設置し、「PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクル」によって計画の定期的な点検、評価を行います。

また、点検・評価の結果について、「社協だより」やホームページで公開していきます。



Plan(計画立案)	目標を設定し、目標達成に向けた取組みを計画する
Do(実行)	計画に基づき取組みを実行する
Check(評価)	取組みを実行した結果を把握・分析し、評価する(学ぶ)
Act(修正・改善)	評価に基づき、計画の目標、活動などの改善を行う



付 属 資 料



資料1 用語の説明

■か/カ行

介護予防・日常生活支援総合事業(初出：10 ページ) 市町村が中心となり、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等への効果的・効率的な支援等を可能にすることをめざす事業。

学童保育所(初出：45 ページ) 家庭の都合で放課後帰宅しても適切な保護が受けられない小学生を対象に、保育を行う施設。

*この事業は、八王子市の指定管理事業として社協で実施しています。

子ども家庭支援センター(35 ページ) 子どもと家庭に関する総合相談、「親子ふれあい広場」、「親子つどいの広場」、講座の開催、「子ども家庭支援ネットワーク」の運営などの事業を行い、子どもと家庭を支援する中核的役割を担う機関。市域の広い八王子市では、別に「地域子ども家庭支援センター」を5か所設置し、地域における相談・支援の拠点としています。

コミュニティカフェ(初出：13 ページ) 地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら交流を図ることができる憩いの場。

コミュニティソーシャルワーカー(初出：13 ページ) (下記「コミュニティソーシャルワーク」に従事する人のこと。CSWと略称される。)

コミュニティソーシャルワーク(初出：68 ページ) サービス利用者それぞれの家族関係や生活環境に即し、どのような自立生活上の支援が必要であり、また、本人が何を求めているかを明らかにするなかで、制度化されたサービスの提供だけでなく、近隣住民やボランティアによる援助も含めて、その人なりの地域自立生活を考えていこうとする取り組み。

■さ/サ行

災害ボランティアセンター(初出：50 ページ) 災害発生時にボランティアの受入れ拠点として、活動を効率良く推進するため、社会福祉協議会が市と連携して運営する組織。

サロン活動(初出：14 ページ) 地域のボランティアが中心となって、外出の機会も少なくひきこもりがちとなる高齢者や障害のある人等を地域の集会所に招いて食事を共にしたり、レクリエーションを通じて交流を図るなどする活動のこと。

〈高齢者サロン〉地域で高齢者が、生きがい活動と元気に暮らすきっかけづくりを見つけ、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。＊この事業は、八王子市の委託事業として社協で実施しています。

〈子育てサロン〉子どもとその親等が、集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりできる場。

自助グループ(初出：46 ページ) 何かしらの問題や悩みを抱えた人が、同じような問題を抱えている人とつながり、運営している集団のこと。

市民後見人(初出：16 ページ) 後見業務を担っている親族や弁護士等の専門職以外に、「成年後見制度」の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う人（東京都における「社会貢献型後見人」と同義）。八王子市では、市民後見人候補者の養成を独自に行っています。

社会福祉協議会(初出：4 ページ) 社会福祉法に基づき、各市町村に設置された社会福祉法人。福祉サービスの提供をはじめ、行政の受託事業、ボランティアの啓発・組織化などを民間の立場から総合的に行います。

社会福祉法人(初出：10 ページ) 社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立され、高齢者、障害のある人や児童などを対象とした各種福祉施設を運営する法人。

社会福祉法人の地域公益活動(78 ページ) 平成 28 年の社会福祉法人制度改革の一環として新たに定められた責務で、その高い公益性にかんがみ、具体的には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努め」る、という責務が課されています。

小地域福祉活動(初出：15 ページ) 「誰もが安心して暮らし続けられる地域」をつくるための、住民の自発的な意思に基づく共助の取り組みで、住民ニーズを基本に、住民主体を理念に掲げて地域福祉の推進を図ります。

身上保護(56 ページ) 後見人の職務の一つで、被後見人の生活、治療、療養、介護などに関する法律行為を行うことを言います。従来は長らく「身上監護」と表現されてきましたが、「監護」という用語の押しつけるような印象を払拭して少しでも本人中心主義を志向したい、との意図に基づき用いられるようになっていきます。

生活困窮者(初出：9 ページ) 生活保護法上の扶助の対象となる人にとどまらず、年金で暮らす高齢者や非正規雇用者など収入が少ない人や、仕事が見つからないなどの理由で生活に困っている人。また、社会的に孤立し、将来的に生活に困るおそれのある人。

生活支援員(初出：16 ページ) 「地域福祉権利擁護事業」で、専門員が作成した「支援計画」に基づいて本人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行います。

生活支援コーディネーター(初出：15 ページ) 地域で、「生活支援・介護予防サービス」の提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援体制整備事業(初出：19 ページ) 元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、地縁組織等の多様なサービス提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い。
*この事業は、八王子市の委託事業として社協で実施しています。

成年後見制度(初出：16 ページ) 認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

■ た 行

第2層協議体(38 ページ) 「介護予防・日常生活支援総合事業」による「協議体」のうち、地域の課題・問題の解決等のために、住民間で行える「あったらいいな」ということを探して検討する場のこと。

地域ケア会議(38 ページ) 地域での高齢者の生活を支えていくためには、関係機関や地域住民、民間サービスも含め包括的に支援体制を構築する必要があるため、高齢者を支える関係者が集まり、住み慣れた地域での支援を行うよう連携した支援を検討する会議。

地域生活課題(初出:15 ページ) 福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでのさまざまな課題。改正社会福祉法第4条で規定されました。

地域福祉権利擁護事業(初出:16 ページ) 利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助(情報提供、助言、手続きの援助など)や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度で、「成年後見制度」の補完的な性格を持ちます。全国的な事業名としては、「日常生活自立支援事業」と言います。

地域福祉推進拠点(初出:3 ページ) 「第2次計画」の重点事業として開始した、社協職員がCSW(コミュニティソーシャルワーカー)として地域の中に常駐し、地域のサロン、民生委員・児童委員、町会・自治会、ボランティア団体に出向いて課題を把握して、地域とともに課題の解決をめざす施設。

地域包括ケアシステム(初出:10 ページ) ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制。

■は/ハ行

八王子市ボランティアセンター(初出:26 ページ) ボランティア活動を支援するために社会福祉協議会が設置した機関。

パブリックコメント(初出:6 ページ) 行政機関等が作成する重要な計画案等に対して市民から意見等を募るとともに、寄せられた意見や要望についての検討の結果や考え方を公表する、市民参加の手法の一つ。

■ま 行

民生委員・児童委員(初出:33 ページ) 民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域で住民の社会福祉に関する相談・支援、社会調査活動、生活支援活動等を「住民性の原則」、「継続性の原則」、「包括・総合性の原則」に沿って行います。また、民生委員は、児童及び妊産婦の保護などを行う「児童委員」を兼ねます。

■わ行

若者サポートステーション(46 ページ) 働くことに悩みを抱えている 15~39 歳までの「若者」を対象に、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている場のこと。「サポステ」という愛称もあります。

■アルファベット

NPO(初出: 41 ページ) 「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境保全、国際協力などのさまざまな社会貢献活動を行っています。「NPO法人」(特定非営利活動法人)は、市民活動団体の中で、「特定非営利活動促進法」(通称: NPO法)により法人格を取得した団体を指します。

OJT/OFF-JT(初出: 75 ページ) 「OJT」は、On-The-Job Training の略で、職場内で管理監督者の責任のもとで行われる教育訓練全般を指します。「職場内教育」と言われ、実際の職務・業務の内容に即した実践的な教育・研修であることが多いです。

「OFF-JT」は、「Off-The-Job Training」の略で、反対に、職務現場を一時的に離れて行う教育訓練のことを言います。

資料2 計画策定の組織

(1) 策定委員会

① 第3次八王子市地域福祉推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき、第3次八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、「第2次八王子市地域福祉推進計画」及び「第3期八王子市地域福祉計画」の理念を踏まえ、地域社会における福祉的諸課題の解決にむけた行動計画を協議・検討するために設置する。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について協議・検討を行う。

- (1) 住民主体の地域福祉活動計画に関する事項
- (2) 地域福祉活動を推進する本会の発展・強化計画に関する事項
- (3) 第3次八王子市地域福祉推進計画の素案のまとめ
- (4) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員15名以内とする。

2 委員は、市内の社会福祉関係団体、地域団体、医療保健関係団体、行政関係者より推薦された者及び学識経験者並びに福祉活動を行う者とし、本会会長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より平成31年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 この委員会に委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

3 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第7条 委員会は、その目的を達成するため作業部会を必要に応じて設置する。

2 作業部会に関する事項については、別途定める。

(意見等の聴取)

第8条 委員会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の活動状況を適宜本会会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局内に計画策定に関する担当を設置し、処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
2. この要綱は、第3次八王子市地域福祉推進計画策定をもって、その効力を失う。

② 委員名簿

任期：平成30年4月1日～平成31年3月31日

	構成区分	所属団体等	氏名
1	学識経験者	公立大学法人首都大学東京 教授	◎和田 清美
2	地域団体	八王子市町会自治会連合会 副会長	上田 幸夫
3		八王子市市民活動支援センター 副センター長	辻村 千枝子
4		八王子市民生委員児童委員協議会 副会長（第17地区会長）	○山本 英雄
5	社会福祉関係団体	八王子施設長会 副会長 （特養部会 会長）	清水 正喜
6		八王子市障害者地域自立支援協議会 委員	松尾 隆司
7		八王子市地域包括支援センター長会 （地域包括支援センター堀之内センター長）	谷口 哲也
8		浅川地区社会福祉協議会 副会長	峯尾 三千年
9	医療保健関係団体	一般社団法人八王子市医師会 理事	数井 学
10	福祉活動を行う者	小地域福祉活動団体関係者（絹ヶ丘一丁目 自治会 絹一ふれあいネットワーク 事務局）	野浦 徹
11		市民公募委員	瀧見 浩之
12	行政関係者	八王子市福祉部長	小峰 修司
13		八王子市市民活動推進部長	小浦 晴実

※敬称略、「氏名」欄の「◎」印：委員長、「○」印：副委員長

③ 計画策定までの経過（検討の経緯）

年 月 日	事 項	内 容
平成 30 年 6 月 8 日	第 1 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状交付 ・ 正副委員長の互選 ・ 「第 2 次計画」の進捗状況について ・ 『第 3 期八王子市地域福祉計画』について ・ 「第 3 次計画」の策定方針について ・ 作業部会の設置について
7 月 27 日	第 2 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業部会の設置について ・ 第 2 次「地域福祉活動計画」の取組み状況と評価 ・ 新たな課題の検討
9 月 28 日	第 3 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域福祉推進部会」の協議経過について ・ 「社協発展強化部会」の設置について ・ 計画骨子の協議
11 月 30 日	第 4 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域福祉推進部会」の協議経過について ・ 「社協発展強化部会」の協議経過について ・ 計画素案の協議
12 月 7 日	第 5 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の協議
平成 31 年 2 月 1 日	第 6 回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案に対するパブリックコメントの受付と回答について ・ 計画書の決定について



策定委員会の様子

(2) 作業部会

① 八王子市地域福祉推進計画策定委員会作業部会設置要領

(作業部会の設置)

第1条 作業部会（以下「部会」という。）は、社会福祉法人八王子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）八王子市地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第7条の定めにより設置する。

(任務)

第2条 部会の任務は、委員会が任務を達成するために必要な実態ニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関する詳細部についての検討とする。

(部会員)

第3条 部会員は、策定委員及び事務局職員等をもって組織する。

(運営)

第4条 部会に部会員の互選による部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長は部会の会務を統括し、部会長に事故あるときは副部会長がその職務を代理する。

3 会議は部会長が召集し、会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第5条 部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 部会長は部会の活動状況を適宜委員長に報告するものとする。

(実費弁償費の支給)

第7条 会議に出席した部会員に対して、実費弁償費2,000円を支給するものとする。但し、職員等は除くものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要領は平成30年6月8日から施行する。

② 部会員名簿

ア) 地域福祉推進部会

	構成区分	所属団体等	氏名
1	策定委員	八王子市民生委員児童委員協議会 副会長（第17地区会長）	◎山本 英雄
2		八王子市市民活動支援センター 副センター長	辻村 千枝子
3		八王子市地域包括支援センター長会 （地域包括支援センター堀之内センター長）	谷口 哲也
4		市民公募委員	瀧見 浩之
5	（社協）職員	福祉総務課（生活支援相談担当）	渡邊 孝誠
6		福祉総務課（権利擁護担当）	柏原 志帆
7		支えあい推進課	○二階堂 孝典
8			渡邊 真広
9			小峯 明子
10		市民力支援課	繁野 遥香
11		学童保育課	山田 由美子

※敬称略、「氏名」欄の「◎」印：部会長、「○」印：副部会長

イ) 社協発展強化部会

	構成区分	所属団体等	氏名
1	策定委員	浅川地区社会福祉協議会 副会長	○峯尾 三千年
2		八王子施設長会副会長（特養部会会長）	○清水 正喜
3	（社協）職員	市民力支援課 主査	横内 昭人
4		福祉総務課（総務担当） 主査	西田 佳子
5		福祉総務課（権利擁護担当） 主査	◎吉本 由紀
6		学童保育課 主査	一ノ瀬 都
7		市民力支援課 主任	船越 直人
8		支えあい推進課 主任	大和 智史
7		福祉総務課（総務担当） 主事	猿渡 敦
8		福祉総務課（権利擁護担当） 主事	植村 春香

※敬称略、「氏名」欄の「◎」印：部会長、「○」印：副部会長

③ 計画策定までの経過（検討の経緯）

年 月 日	事 項	内 容
平成 30 年 7 月 20 日	第 1 回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副部会長の選任について ・ 第 2 次「地域福祉活動計画」の取組み状況と評価 ・ 新たな課題の検討 ・ 第 3 次「地域福祉活動計画」の視点と体系について ・ 開催日程について
8 月 17 日	第 2 回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 2 回策定委員会」の開催について ・ 新たな課題の検討 ・ 第 3 次「地域福祉活動計画」の視点と体系について
9 月 13 日	第 3 回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画骨子の協議
(10 月 9 日	第 1 回 発展強化部会予備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画骨子の協議)
10 月 15 日	第 1 回 発展強化部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画骨子の協議
10 月 18 日	第 4 回 地域福祉推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 3 回策定委員会」について ・ 「第 1 回社協発展強化部会」について ・ 計画素案の協議
(10 月 23 日	第 2 回 発展強化部会予備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の協議)
10 月 30 日	第 2 回 発展強化部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の協議
(11 月 6 日	第 3 回 発展強化部会予備会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の協議)
11 月 12 日	第 3 回 発展強化部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案の協議



作業部会の様子

第3次いきいきプラン八王子
～八王子市地域福祉推進計画～

平成31年3月

編集・発行 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1
八王子市役所内
TEL. 042-620-7338(代表) FAX. 042-623-6421
E-mail info@8-shakyo.or.jp
ホームページ <https://www.8-shakyo.or.jp/>

